

# 精神保健福祉センター所報

令和6年度

広島市精神保健福祉センター



## は じ め に

本市では令和7年（2025年）に被爆80周年を迎え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け、若い世代の主体的な取り組みや積極的な参画を促し、「ヒロシマの心」を次世代に繋ぎ、国内外の都市との連携の輪を広げていく等取り組みを進めています。これからを担う若い世代には、無限の可能性があり、こども・若者に向けての取り組みを推進していくことは非常に重要です。

しかし、令和6年の全国の小中高生の自殺者数は529人と1980年の統計開始以降、過去最多となる等、こどもや若者を取り巻く状況は深刻化しており、社会全体で一層の対策が必要とされています。

当センターでは、思春期精神保健に関して毎年、教育委員会と共催で講演会や事例検討を行っており、また、思春期の子どもや保護者等に相談できる窓口を知ってもらい、必要な支援に繋がることを目的に「ひとりで悩まないで」カードを配布するなど取り組みを進めています。

うつ病・自殺（自死）対策では、「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、ゲートキーパー研修やうつ病・自殺（自死）対策相談機関実務者連絡会議、自死遺族等グループの運営支援、自死遺族等支援研修等、うつ病や自殺（自死）に関する施策について総合的・計画的な対策の推進に取り組んでいます。

当センターは、地域における精神保健及び精神障害者福祉に関する技術的中核機関としての役割を担っており、相談、診療、精神科デイケアをはじめ、関係機関に対する技術支援、人材育成、普及啓発等を行うとともに、精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や精神障害者の社会復帰の推進等に取り組んでいます。

令和6年4月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、市町村には精神障害者や精神保健に課題を抱える方へのより重層的な相談支援体制の整備が求められており、当センターにはより一層の人材育成や支援する機能が求められています。

今後も関係機関の皆様と連携し、地域における精神保健の向上及び精神障害者の福祉のさらなる推進を図っていきたいと考えておりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月

広島市精神保健福祉センター

所 長          朝 枝 清 子



# 目 次

## 第1 概 要

|                |   |
|----------------|---|
| 1 沿 革 .....    | 1 |
| 2 施設の概要 .....  | 3 |
| 3 組織及び職員 ..... | 4 |
| 4 予 算 .....    | 5 |

## 第2 事業実績

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 センター事業 .....                    | 7  |
| (1) 精神保健福祉相談 .....                | 7  |
| (2) 技術支援 .....                    | 13 |
| (3) 教育研修 .....                    | 15 |
| (4) 普及啓発 .....                    | 20 |
| (5) 組織育成 .....                    | 23 |
| (6) 特定相談指導事業（再掲） .....            | 24 |
| (7) うつ病・自殺（自死）対策（再掲） .....        | 27 |
| (8) 災害・新型コロナウイルス感染症対応支援（再掲） ..... | 31 |
| (9) 依存症対策推進事業（再掲） .....           | 33 |
| (10) 調査研究 .....                   | 36 |
| (11) 企画立案 .....                   | 37 |
| (12) その他の会議 .....                 | 38 |
| 2 診 療 .....                       | 39 |
| (1) 概 要 .....                     | 39 |
| (2) 重ね着症候群 .....                  | 41 |
| (3) 集団精神療法 .....                  | 42 |
| (4) 心理検査 .....                    | 42 |
| 3 デイケア事業 .....                    | 43 |
| (1) 概 要 .....                     | 43 |
| (2) 実施状況 .....                    | 45 |
| (3) 相 談 .....                     | 46 |
| (4) 家族のつどい（再掲） .....              | 46 |
| (5) 精神科デイケア施設従事者研修会（再掲） .....     | 47 |
| 4 精神医療審査会 .....                   | 48 |
| 5 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担 .....    | 50 |

## 第3 資 料

|              |    |
|--------------|----|
| 条例及び規則 ..... | 51 |
|--------------|----|



# 第 1 概 要



# 1 沿 革

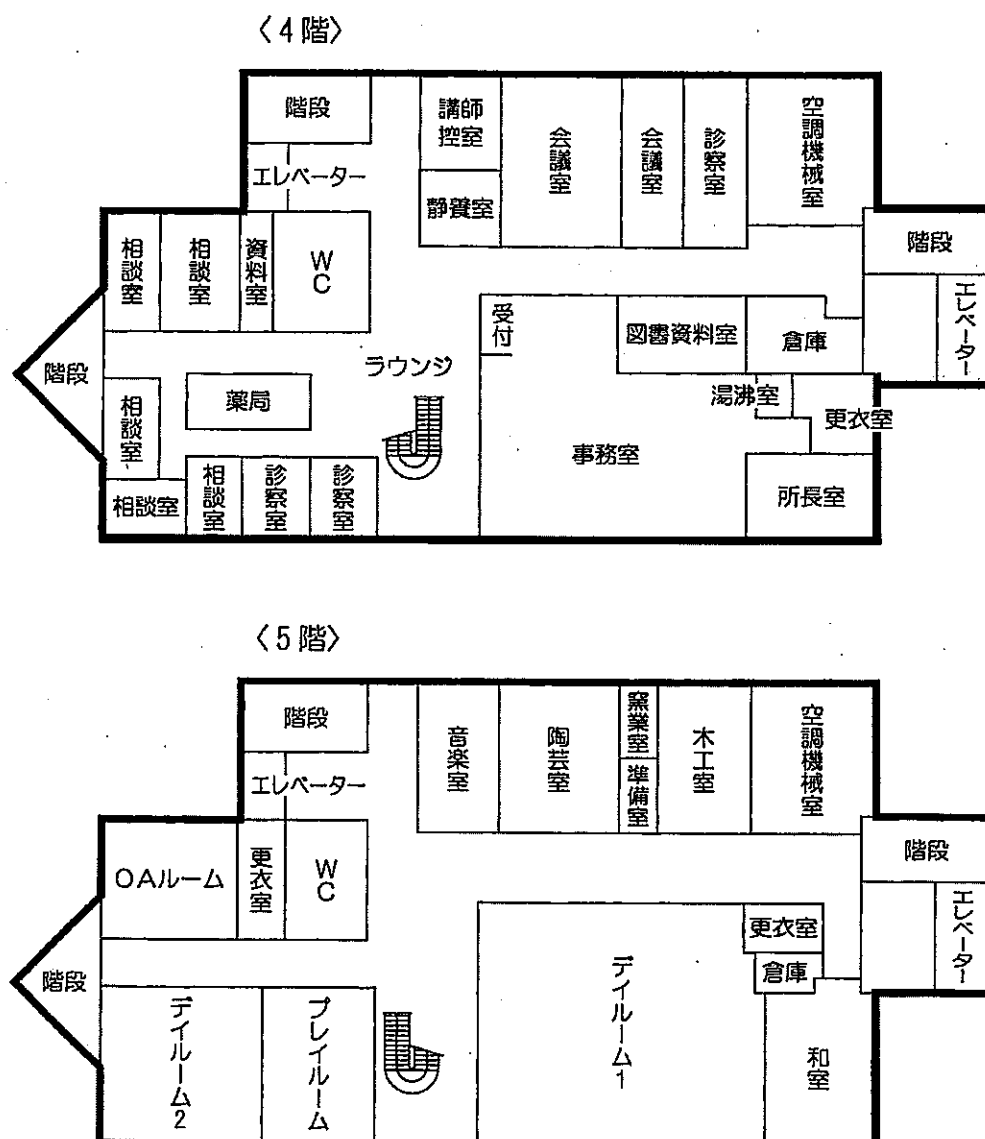
|                  |                                                                                          |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 58 年 4 月 1 日  | 現在地（広島市中区富士見町 11-27）に衛生局中保健所の出先機関として「広島市精神衛生指導センター」を開設<br>職員 6 人体制（うち保健所兼務 3 人を含む。）      |
| 昭和 58 年 6 月 28 日 | 診療所の開設許可を受ける。                                                                            |
| 昭和 58 年 7 月 1 日  | 事業開始                                                                                     |
| 昭和 60 年度         | 職員 5 人体制（うち中保健所兼務 2 人を含む。）                                                               |
| 昭和 61 年度         | 職員 6 人体制（うち中保健所兼務 3 人を含む。）                                                               |
| 昭和 62 年 4 月 1 日  | 機構改革により、衛生局健康管理課の出先機関となる。                                                                |
| 昭和 63 年度         | 職員 5 人体制<br>健康管理課において「広島市精神保健対策協議会」を設置し、精神保健指導センターの拡充整備を含む広島市の精神保健対策について検討を開始            |
| 平成元年度            | 施設名称を「広島市精神保健指導センター」に変更<br>広島市精神保健対策協議会から精神保健指導センターの拡充整備について中間報告<br>改築基本設計               |
| 平成 2 年度          | 改築実施設計                                                                                   |
| 平成 3 年度          | 施設の仮移転（移転先：中区国泰寺町 1-4-15）<br>現在地において解体工事、建設工事着工                                          |
| 平成 4 年度          | 拡充整備に伴う準備要員 5 人を健康管理課に配置                                                                 |
| 平成 5 年 3 月 15 日  | 新施設竣工                                                                                    |
| 平成 5 年 4 月 1 日   | 新施設開所<br>機構改革により、衛生局の出先機関となる。<br>職員 21 人体制                                               |
| 平成 5 年 7 月 1 日   | 保険診療開始                                                                                   |
| 平成 5 年 12 月 1 日  | 精神科デイケア施設（大規模）の承認を受ける。                                                                   |
| 平成 8 年 4 月 1 日   | 施設名称を「広島市精神保健福祉センター」に変更<br>（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める大都市の特例に関する規定の施行に伴い、同法の精神保健福祉センターとする。） |
| 平成 9 年 4 月 1 日   | 機構改革により、社会局の出先機関となる。                                                                     |

|                 |                                                                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 14 年 4 月 1 日 | 法改正により、精神医療審査会の事務並びに精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳申請に係る専門的判定等の事務の移管を受ける。                         |
| 平成 18 年 4 月 1 日 | 職員 22 人体制<br>障害者自立支援法の施行に伴い、通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に変更<br>精神科ショートケア施設（大規模）の承認<br>（精神科ショートケア制度新設） |
| 平成 19 年 5 月 1 日 | 職員 24 人体制                                                                                     |
| 平成 20 年 4 月 1 日 | 職員 23 人体制<br>機構改革により、健康福祉局の出先機関となる。                                                           |
| 平成 23 年 4 月 1 日 | 職員 22 人体制                                                                                     |
| 平成 24 年 4 月 1 日 | 職員 24 人体制                                                                                     |
| 平成 26 年 4 月 1 日 | 職員 25 人体制                                                                                     |
| 平成 29 年 4 月 1 日 | 職員 24 人体制<br>精神保健福祉課とともに、広島市自殺（自死）対策推進センターを設置・運営。                                             |
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 職員 25 人体制                                                                                     |
| 平成 31 年 4 月 1 日 | 職員 26 人体制                                                                                     |
| 令和 2 年 4 月 1 日  | 職員 33 人体制<br>依存症相談窓口設置のため職員増員。                                                                |
| 令和 3 年 4 月 1 日  | 職員 33 人体制                                                                                     |

## 2 施設の概要

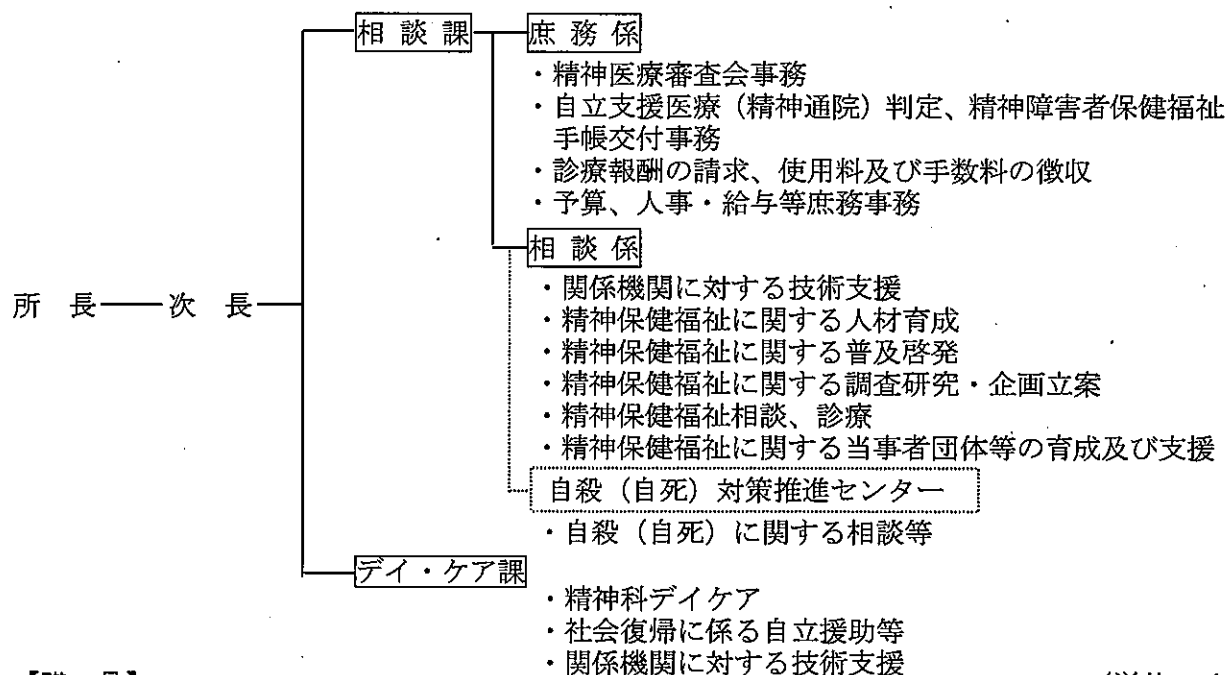
所在地 広島市中区富士見町 11 番 27 号  
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造  
 地上 10 階地下 1 階建の 4 階～5 階部分  
 敷地面積 2,416.65 m<sup>2</sup>  
 建築面積 2,018.65 m<sup>2</sup>  
 延床面積 2,775.73 m<sup>2</sup>

【施設平面図】



### 3 組織及び職員 (令和6年4月1日現在)

#### 【組織】



#### 【職員】

(単位：人)

| 職 名         |           | 職 種           |     |       |       |       | 計  |
|-------------|-----------|---------------|-----|-------|-------|-------|----|
|             |           | 事 務           | 医 師 | 作業療法士 | 心理療法士 | 保 健 師 |    |
| 所           | 長         |               | 1   |       |       |       | 1  |
| 次           | 長         | 1             |     |       |       |       | 1  |
| 相 談 課       | 課         | 長             |     |       |       | 1     | 20 |
|             | 庶 務 係     | 課長補佐（事）庶務係長   | 1   |       |       |       |    |
|             |           | 主 査           | 1   |       |       |       |    |
|             |           | 主 事           | 2   |       |       |       |    |
|             |           | 会計年度任用職員      | 4   |       |       |       |    |
|             | 相 談 係     | 課長補佐（事）相談係長   |     |       |       | 1     |    |
|             |           | 心 理 療 法 士     |     |       | 1     |       |    |
|             |           | 保 健 師         |     |       |       | 3     |    |
|             |           | 自殺（自死）対策専門相談員 |     |       |       | 2     |    |
|             |           | 会計年度任用職員      |     |       |       | 4     |    |
| デ イ ・ ケ ア 課 | 課         | 長             | 1   |       |       |       | 11 |
|             | 課長補佐（事）主任 |               |     |       |       | 1     |    |
|             | 主 査       |               | 1   |       |       |       |    |
|             | 保 健 師     |               |     |       |       | 4     |    |
|             | 心 理 療 法 士 |               |     |       | 2     |       |    |
|             | 作 業 療 法 士 |               |     | 1     |       |       |    |
|             | 会計年度任用職員  |               |     | 1     |       |       |    |
| 計           |           | 10            | 2   | 2     | 3     | 16    | 33 |

(注) 上記職員の他、非常勤の嘱託医が3名

## 4 予 算

### (1) 歳入 (当初)

(単位：千円)

| 区 分                        | 5 年度   | 6 年度   | 7 年度   |
|----------------------------|--------|--------|--------|
| セ ン タ ー 使 用 料              | 22,410 | 22,410 | 22,410 |
| デ イ ケ ア 使 用 料              | 27,950 | 27,051 | 28,385 |
| 診 断 書 料 そ の 他<br>証 明 手 数 料 | 447    | 453    | 453    |
| 国 庫 補 助 金 等                | 5,735  | 5,922  | 6,271  |
| 市 債                        | 0      | 200    | 0      |
| 計                          | 56,542 | 56,036 | 57,519 |

### (2) 歳出 (当初)

(単位：千円)

| 区 分                          | 5 年度   | 6 年度   | 7 年度   |
|------------------------------|--------|--------|--------|
| 管 理 運 営                      | 16,912 | 16,912 | 16,079 |
| 維 持 補 修                      | 130    | 1,330  | 130    |
| 保健衛生施設設備整備                   | 0      | 303    | 0      |
| セ ン タ ー 事 業                  | 7,201  | 5,815  | 5,408  |
| デ イ ケ ア 事 業                  | 7,750  | 7,813  | 7,962  |
| うつ病・自殺(自死)対策                 | 232    | 220    | 179    |
| 自殺(自死)対策強化事業                 | 1,250  | 1,352  | 1,340  |
| 精 神 障 害 者<br>ス ポ ー ツ 交 流 事 業 | 255    | 255    | 252    |
| 自立支援医療費支給認定等事業               | 4,923  | 4,923  | 5,456  |
| 精神障害者保健福祉手帳判定審査・交付           | 2,919  | 2,919  | 3,142  |
| 精 神 医 療 審 査 会                | 6,907  | 8,761  | 11,761 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業   | 0      | 0      | 233    |
| 依存症対策推進事業                    | 927    | 846    | 811    |
| 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業    | 181    | 0      | 0      |
| そ の 他                        | 5,116  | 3,170  | 3,170  |
| 計                            | 54,703 | 54,619 | 55,923 |

(注) 人件費及び賃金は除く。



## 第2 事業実績



# 1 センター事業

## (1) 精神保健福祉相談

精神保健福祉センターでは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものへの対応を行っている。

精神保健福祉相談では、精神保健福祉全般に関する相談を電話と面接により実施している。

### ア 電話相談

#### (ア) 相談件数

(単位：件)

| 区分 | 4年度   | 5年度   | 6年度   |
|----|-------|-------|-------|
| 件数 | 3,881 | 3,553 | 3,469 |

#### (イ) 相談内容別状況

(単位：件，％)

| 相談内容         | 件数    | 構成比  | 相談内容            | 件数    | 構成比 |
|--------------|-------|------|-----------------|-------|-----|
| 心身の不調        | 1,313 | 37.8 | 近隣とのトラブル        | 17    | 0.5 |
| 日常生活に関すること   | 930   | 26.8 | こどもの発達・発育上の問題   | 13    | 0.4 |
| 家族関係の問題      | 329   | 9.5  | 薬物              | 13    | 0.4 |
| 性格・対人関係の問題   | 141   | 4.1  | 性被害・犯罪被害        | 13    | 0.4 |
| 病気の治療に関すること  | 101   | 2.9  | 広汎性発達障害         | 9     | 0.3 |
| 職場の問題        | 78    | 2.2  | ゲーム             | 8     | 0.2 |
| 精神的な病気の疑い    | 64    | 1.8  | 性に関する悩み         | 5     | 0.1 |
| ギャンブル依存症     | 56    | 1.6  | 家庭内暴力・非行・反社会的問題 | 4     | 0.1 |
| アルコール        | 47    | 1.4  | 自死遺族等からの相談      | 3     | 0.1 |
| 経済・福祉に関すること  | 43    | 1.2  | DV              | 3     | 0.1 |
| その他の嗜癖・依存の問題 | 33    | 1.0  | 老人性認知症          | 3     | 0.1 |
| 自殺関連（自殺念慮）   | 32    | 0.9  | PTSD            | 2     | 0.1 |
| ひきこもり        | 20    | 0.6  | 虐待              | 2     | 0.1 |
| 不登校・学校不適応    | 19    | 0.5  | 摂食障害            | 1     | 0.0 |
| 社会復帰         | 18    | 0.5  | その他             | 149   | 4.3 |
| 計            |       |      |                 | 3,469 | 100 |

(注) 相談内容については、主たる相談内容についてのみ計上している。

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## (ウ) 処遇状況

(単位：件，％)

| 区分          |             | 件数    | 構成比  |
|-------------|-------------|-------|------|
| 傾 聴         |             | 1,956 | 56.4 |
| 助 言 指 導     |             | 1,115 | 32.1 |
| 情 報 提 供     |             | 119   | 3.4  |
| 他機関に紹介      | 保 健 セ ン タ ー | 54    | 1.6  |
|             | 医 療 機 関     | 44    | 1.3  |
|             | 福 祉 機 関     | 11    | 0.3  |
|             | 教 育 機 関     | 1     | 0.0  |
|             | 他 の 相 談 機 関 | 27    | 0.8  |
|             | そ の 他       | 7     | 0.2  |
| 面 接 相 談 予 約 |             | 67    | 1.9  |
| 途 中 で 切 れ る |             | 68    | 2.0  |
| 計           |             | 3,469 | 100  |

(注) 表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## イ 面接相談

面接相談は予約制で、係員が事前に電話で相談概要を聴取した上で対応している。

## (ア) 相談件数

(単位：件)

| 区分    | 4 年度     | 5 年度     | 6 年度     |
|-------|----------|----------|----------|
| 新規相談  | 133      | 140      | 118      |
| 延 件 数 | 558 (18) | 502 (42) | 440 (26) |

(注) ( ) はデイケアの受理面接及び見学であり、内数である。

## (イ) 年齢・男女別状況（新規相談）

(単位：件，％)

| 区分  | ～19 歳 | 20～29 歳 | 30～39 歳 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60 歳～ | 計   |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-----|
| 男   | 7     | 20      | 26      | 13      | 10      | 7     | 83  |
| 女   | 6     | 11      | 5       | 7       | 3       | 3     | 35  |
| 計   | 13    | 31      | 31      | 20      | 13      | 10    | 118 |
| 構成比 | 11.0  | 26.3    | 26.3    | 16.9    | 11.0    | 8.5   | 100 |

(注) 表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## (ウ) 地域別状況（新規相談）

(単位：件，％)

| 区分  | 中区   | 東区  | 南区   | 西区   | 安佐南区 | 安佐北区 | 安芸区 | 佐伯区 | 市外  | 計   |
|-----|------|-----|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 件数  | 23   | 11  | 20   | 16   | 19   | 8    | 4   | 9   | 8   | 118 |
| 構成比 | 19.5 | 9.3 | 17.0 | 13.6 | 16.1 | 6.8  | 3.4 | 7.6 | 6.8 | 100 |

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## (エ) 就学・就労状況（新規相談）

(単位：件，％)

| 区分                |         | 件数  | 構成比  |
|-------------------|---------|-----|------|
| 在 学               | 高 等 学 校 | 9   | 7.6  |
|                   | 専 門 学 校 | 0   | 0    |
|                   | 大 学     | 7   | 5.9  |
|                   | そ の 他   | 1   | 0.8  |
| 在 職               |         | 45  | 38.1 |
| 休 職               |         | 3   | 2.5  |
| パ ー ト ・ ア ル バ イ ト |         | 11  | 9.3  |
| 無 職               |         | 40  | 33.9 |
| 専 業 主 婦 ( 夫 )     |         | 2   | 1.7  |
| 不 明               |         | 0   | 0    |
| 計                 |         | 118 | 100  |

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## (オ) 来所者（新規相談）

(単位：件，％)

| 区分  | 本人   | 本人と家族 | 家族   | その他 | 計   |
|-----|------|-------|------|-----|-----|
| 件 数 | 38   | 42    | 37   | 1   | 118 |
| 構成比 | 32.2 | 35.6  | 31.4 | 0.8 | 100 |

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## (カ) 相談内容別状況（新規相談）

(単位：件，％)

| 相談内容        | 件数 | 構成比  | 相談内容         | 件数  | 構成比 |
|-------------|----|------|--------------|-----|-----|
| ギャンブル依存     | 34 | 28.8 | 精神的な病気の疑い    | 2   | 1.7 |
| D C利用のための相談 | 25 | 21.2 | その他の嗜癖・依存の問題 | 2   | 1.7 |
| アルコール依存     | 13 | 11.0 | 経済・福祉に関すること  | 2   | 1.7 |
| ひきこもり       | 7  | 5.9  | D C見学のみ      | 1   | 0.8 |
| 心身の不調       | 7  | 5.9  | 病気の治療に関すること  | 1   | 0.8 |
| 性格・対人関係の問題  | 4  | 3.4  | 自殺関連（自殺念慮等）  | 1   | 0.8 |
| 広汎性発達障害     | 4  | 3.4  | 自死遺族等の相談     | 1   | 0.8 |
| 薬物依存        | 3  | 2.5  | 職場の問題        | 1   | 0.8 |
| ゲーム依存       | 3  | 2.5  | その他          | 5   | 4.2 |
| 家族関係の問題     | 2  | 1.7  |              |     |     |
| 計           |    |      |              | 118 | 100 |

(注) 表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## (キ) 処遇状況（新規相談）

(単位：件，％)

| 区分     |             | 件数  | 構成比  |
|--------|-------------|-----|------|
| 終      | 了           | 35  | 29.7 |
| 経      | 過 観 察       | 27  | 22.9 |
| 相      | 談 継 続       | 15  | 12.7 |
| 外      | 来 紹 介       | 14  | 11.9 |
| 他機関に紹介 | 保 健 セ ン タ ー | 3   | 2.5  |
|        | 医 療 機 関     | 18  | 15.3 |
|        | 福 祉 機 関     | 0   | 0    |
|        | そ の 他 機 関   | 6   | 5.1  |
| 計      |             | 118 | 100  |

(注) 表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## ウ 所外相談

(単位：件)

| 区分                     | 件数 |
|------------------------|----|
| こころの健康よろず相談            | 33 |
| 弁護士など専門家による暮らしとこころの相談会 | 4  |

## エ 青年期ひきこもり家族グループ（再掲）

平成5年度から、ひきこもりの子がいる家族のグループミーティングを実施している。

日 時：月2回（1回90分）

場 所：広島市精神保健福祉センター

対象者：ひきこもりの子がいる家族で、当センターの医師が参加を認めた者

### （ア） 実施状況

（単位：回、人）

| 区分     | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|--------|-----|-----|-----|
| 実施回数   | 22  | 21  | 22  |
| 参加者（延） | 168 | 150 | 129 |

## オ 精神科医師によるひきこもり相談（再掲）

ひきこもりの背景には、精神疾患を有するなど精神的要因があることが少なくない。精神科医師による面接機会を設けて精神科的見立て等を行うことにより、ひきこもり状態にある者への援助を効果的にすすめることを目的に実施している。

日 時：毎月第2火曜日

対象者：広島市内在住の概ね18歳以上の本人又は家族

（精神科等で治療を受けていない人に限る）

### （ア） 実施状況

（単位：回）

| 区分   | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------|-----|-----|-----|
| 実施回数 | 11  | 12  | 9   |

### （イ） 年齢・男女別状況

（単位：人）

| 区分 | ～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 計 |
|----|------|--------|--------|--------|--------|---|
| 男  | 1    | 3      | 1      | 1      | 2      | 8 |
| 女  | 0    | 0      | 0      | 1      | 0      | 1 |
| 計  | 1    | 3      | 1      | 2      | 2      | 9 |

### （ウ） 来所者

（単位：件）

| 区分 | 親 | 家族 | 計 |
|----|---|----|---|
| 件数 | 7 | 2  | 9 |

## カ 精神科医師による依存症相談（再掲）

アルコール健康障害対策基本法、薬物使用者等に対する刑の一部執行猶予制度の施行、ギャンブル依存症対策基本法など依存症対策の重要性が社会的に認知されるようになり、当事者やその家族に対する支援の必要性が高まっている。依存症対策の一環として、当センターでは平成 27 年度から精神科医師による依存症相談を行っている。

日 時：毎月第 2 木曜日

対象者：広島市内在住の概ね 18 歳以上の本人又は家族

（原則、精神科等で治療を受けていない人に限る）

### （ア） 実施状況及び相談内容

（単位：回、件）

| 区分             |       | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|----------------|-------|------|------|------|
| 実施回数           |       | 10   | 8    | 12   |
| 相談内容<br>(重複あり) | アルコール | 3    | 3    | 4    |
|                | ギャンブル | 10   | 5    | 14   |
|                | 薬 物   | 2    | 1    | 0    |
|                | その他   | 0    | 2    | 2    |
| 計              |       | 15   | 11   | 20   |

### （イ） 年齢・男女別状況（対象者）

（単位：人）

| 区分 | ～19 歳 | 20～29 歳 | 30～39 歳 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60 歳～ | 計  |
|----|-------|---------|---------|---------|---------|-------|----|
| 男  | 0     | 4       | 7       | 4       | 1       | 3     | 19 |
| 女  | 0     | 0       | 0       | 0       | 1       | 0     | 1  |
| 計  | 0     | 4       | 7       | 4       | 2       | 3     | 20 |

### （ウ） 来所者（相談者）

（単位：件、％）

| 区分  | 本人 | 家族 | 計   |
|-----|----|----|-----|
| 件数  | 12 | 8  | 20  |
| 構成比 | 60 | 40 | 100 |

（注）表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## (2) 技術支援

地域精神保健福祉を推進するため、市内8区の保健センター、教育機関、福祉機関等に対して、専門的立場から技術支援を行っている。

### ア 保健センターに対する技術支援

(単位：回, 件)

| 区分               | 対象         | 回数 | 件数 | 従事者                | 方法       |
|------------------|------------|----|----|--------------------|----------|
| 個別相談             | 保健センター職員   | 20 | 20 | 保健師<br>心理療法士       | 電話       |
| 事例検討             | 精神保健福祉相談員等 | 22 | 42 | 医師<br>保健師<br>心理療法士 | スーパービジョン |
| 社会復帰クラブ          | 精神保健福祉相談員  | 1  | 1  | 保健師<br>作業療法士       | プログラム従事  |
| 家族会<br>(組織育成に再掲) | 精神保健福祉相談員  | 7  | 7  | 保健師                | 交流会等従事   |
| その他              | 関係機関職員     | 2  | 2  | 保健師                |          |
| 計                |            | 52 | 72 |                    |          |

### イ 教育機関に対する技術支援

(単位：回, 件)

| 区分                         | 対象                                         | 回数 | 件数 | 従事者          | 方法       |
|----------------------------|--------------------------------------------|----|----|--------------|----------|
| 個別相談                       | 高校教諭、スクール<br>カウンセラー、スク<br>ールソーシャルワー<br>カー等 | 3  | 3  | 保健師<br>心理療法士 | 電話       |
| 市立高校精神保<br>健連絡会            | 市立高校教諭                                     | 2  | 2  | 医師<br>保健師    | スーパービジョン |
| ひきこもりへの<br>支援に関する事<br>例検討会 | 広島市教育委員会<br>事務局職員等                         | 1  | 2  | 保健師          | 出張       |
| 計                          |                                            | 6  | 7  |              |          |

### ウ 精神障害者支援施設等に対する技術支援

(単位：回, 件)

| 区分   | 対象    | 回数 | 件数 | 従事者                   | 方法 |
|------|-------|----|----|-----------------------|----|
| 個別相談 | 施設職員等 | 2  | 2  | 保健師                   | 電話 |
| 施設支援 | 施設職員等 | 13 | 13 | 保健師<br>作業療法士<br>心理療法士 | 訪問 |
| 計    |       | 15 | 15 |                       |    |

エ 福祉機関に対する技術支援

(単位：回, 件)

| 区分                 | 対象     | 回数 | 件数  | 従事者                | 方法       |
|--------------------|--------|----|-----|--------------------|----------|
| 個別相談               | 福祉関係職員 | 14 | 14  | 保健師                | 電話       |
| 事例検討               | 福祉関係職員 | 2  | 36  | 医師<br>保健師<br>心理療法士 | スーパービジョン |
| ひきこもりへの支援に関する事例検討会 | 福祉関係職員 | 1  | 2   | 保健師                | 出張       |
| ソーシャルクラブ           | 福祉関係職員 | 6  | 6   | 保健師<br>作業療法士       | プログラム従事  |
| 施設支援               | 福祉関係職員 | 2  | 2   | 作業療法士              | プログラム従事  |
| その他                |        | 43 | 43  |                    |          |
| 計                  |        | 68 | 103 |                    |          |

オ その他

(単位：回, 件)

| 区分                 | 対象     | 回数 | 件数 | 従事者          | 方法 |
|--------------------|--------|----|----|--------------|----|
| 個別相談               | 関係機関職員 | 13 | 11 | 保健師<br>心理療法士 | 電話 |
| 事例検討               | 関係機関職員 | 1  | 4  | 医師<br>保健師    | 出張 |
| ひきこもりへの支援に関する事例検討会 | 関係機関職員 | 1  | 6  | 保健師          | 出張 |
| 計                  |        | 15 | 21 |              |    |

### (3) 教育研修

専門知識の習得及び技術の向上を図るため、保健センター等で精神保健福祉業務に従事する職員等に対して専門研修を行っている。

#### ア 研修会

##### 《新任精神保健福祉従事者研修会》

対象者：福祉課職員など

(単位：人)

| 開催日     | テーマ・内容                                                                  | 講師          | 参加者数 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|-------------|------|
| 4月9日(火) | 精神医療審査会について<br>精神保健福祉手帳について<br>自立支援医療について<br>精神障害者への接し方<br>障害福祉サービスについて | 保健師<br>事務職員 | 22   |

##### 《新規採用職員研修》(Web開催)

(単位：人)

| 開催日                  | テーマ・内容   | 講師                  | 参加者数 |
|----------------------|----------|---------------------|------|
| 4月4日(木)<br>～5月17日(金) | 精神障害者の理解 | 精神保健福祉センター<br>相談課職員 | 319  |

##### 《精神保健福祉相談員研修会》

対象者：精神保健福祉相談員、保健センター保健師など

(単位：人)

| 開催日      | テーマ・内容                              | 講師                         | 参加者数 |
|----------|-------------------------------------|----------------------------|------|
| 7月8日(月)  | 事例検討会                               | ほうゆう病院<br>精神科医師 寺本 勝哉      | 21   |
| 9月4日(水)  | 地域で生活する精神障害<br>のある方々への対話的支<br>援について | 茶屋町在宅診療所<br>院長 亀山 有香       | 55   |
| 1月22日(水) | 事例検討～個別ケースか<br>ら地域づくりへ～             | NPO 法人 sapyuie<br>代表 東 美奈子 | 21   |

##### 《精神保健福祉基礎研修会》

対象者：本市職員

(単位：人)

| 開催日      | テーマ・内容                      | 講師                      | 参加者数 |
|----------|-----------------------------|-------------------------|------|
| 6月5日(水)  | 精神保健福祉総論と気分障害・統<br>合失調症について | 広島市精神保健<br>福祉センター<br>医師 | 43   |
| 7月31日(水) | 発達障害について                    |                         | 62   |
| 12月4日(水) | パーソナリティ障害と心の発達に<br>ついて      |                         | 56   |
| 1月29日(水) | ひきこもりについて                   |                         | 52   |

《思春期精神保健専門研修会》（Web 開催）

対象者：市内小・中・高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員養護教諭等  
思春期の精神保健に関する相談を受ける機会のある関係者、市民

（単位：人）

| 開催日          | テーマ・内容                                | 講師                             | 参加者数 |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------|------|
| 7月25日<br>(木) | 性にまつわる子どものトラブルとその支援～境界性（バウンダリー）の視点から～ | 大阪大学大学院<br>人間科学研究科<br>教授 野坂 祐子 | 76   |

《自死遺児等支援研修会》

対象者：市内のうつ病、自死に関する相談を受ける機会のある関係職員、教育関係者

（単位：人）

| 開催日          | テーマ・内容                              | 講師                          | 参加者数 |
|--------------|-------------------------------------|-----------------------------|------|
| 8月23日<br>(金) | 子どもの自殺を防ぐために今すべきこと～子どもたちからのSOSにつなぐ～ | 一般社団法人高橋聡美研究室<br>代表理事 高橋 聡美 | 31   |

《自死遺族等支援研修会》

対象者：市内のうつ病、自死に関する相談を受ける機会のある関係職員、教育関係者

（単位：人）

| 開催日           | テーマ・内容                   | 講師                                | 参加者数 |
|---------------|--------------------------|-----------------------------------|------|
| 11月26日<br>(火) | 自死遺族支援の在り方～心の痛みはどう寄り添うか～ | NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re<br>代表 山口 和浩 | 16   |

《うつ病・自殺（自死）対策相談機関職員研修会》

対象者：精神保健福祉相談員、保健師、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員、ケースワーカー、カウンセラー、債務関係職員、弁護士、いのちの電話相談員など

（単位：人）

| 開催日          | テーマ・内容                                                                                              | 講師                                                                        | 参加者数 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------|
| 6月12日<br>(水) | うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議①<br>「広島市のうつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）について」<br>講演「自殺対策における関係者相互の連携・協働～自殺のサインを見逃さないために～」 | ・南山大学社会倫理研究所<br>プロジェクト研究員 辻本 耐                                            | 28   |
| 9月6日<br>(金)  | うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議② 活動発表<br>「関係機関を知ろう！」                                                            | ・広島市くらしサポートセンター<br>くらしサポート課<br>第一係長 香下 直巳<br>・中国財務局多重債務相談窓口<br>専門調査員 宮本 歩 | 28   |

|               |                                                                  |                                                        |    |
|---------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----|
| 12月9日<br>(月)  | うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議③ 事例検討                                        | ほうゆう病院<br>精神科医師 寺本 勝哉                                  | 20 |
| 2月7日<br>(金)   | うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議④<br>講義「自殺対策における関係者相互の連携・協働～ゲートキーパーとして大切なこと～」 | 南山大学社会倫理研究所<br>プロジェクト研究員 辻本 耐                          | 13 |
| 7月18日<br>(木)  | ゲートキーパープレ講習①<br>(Web)                                            | 西条診療クリニック<br>院長 岩本 泰行                                  | 29 |
| 8月22日<br>(木)  | ゲートキーパープレ講習②<br>(Web)                                            | ほうゆう病院<br>公認心理師 水谷 剛司                                  | 47 |
| 6月21日<br>(金)  | ゲートキーパー研修（基礎編）(Web)                                              | 一般社団法人高橋聡美研究室<br>代表理事 高橋 聡美                            | 67 |
| 9月20日<br>(金)  | ゲートキーパー研修（実践編）                                                   | 広島修道大学健康科学部心理学科<br>教授 内野 悌司<br>九州大学留学生センター<br>准教授 黄 正国 | 25 |
| 11月13日<br>(水) | ゲートキーパー研修（レベルアップ編）                                               | 兵庫県こころのケアセンター<br>上席研究主幹 大澤 智子                          | 18 |
| 2月21日<br>(金)  | 医療機関スタッフ研修 (Web)<br>講演「医療現場におけるうつ病の理解と自殺予防～死にたい気持ちに気づいたら～」       | 広島大学保健管理センター<br>センター長 岡本 百合                            | 39 |

《災害時のメンタルヘルス研修会》

対象者：相談支援機関関係者

(単位：人)

| 開催日         | テーマ・内容     | 講師                          | 参加者数 |
|-------------|------------|-----------------------------|------|
| 8月7日<br>(水) | 災害時のこころのケア | 兵庫県こころのケアセンター<br>センター長 加藤 寛 | 69   |

《ひきこもり支援者研修》

対象者：ひきこもりに関する相談支援機関関係者

(単位：人)

| 開催日          | テーマ・内容             | 講師                        | 参加者数 |
|--------------|--------------------|---------------------------|------|
| 10月7日<br>(月) | ひきこもりの理解と家族へのアプローチ | 鳥取県立精神保健福祉センター<br>所長 原田 豊 | 60   |

《依存症支援者研修》

対象者：依存症問題の相談支援機関関係者

(単位：人)

| 開催日          | テーマ・内容                | 講師                  | 参加者数 |
|--------------|-----------------------|---------------------|------|
| 1月27日<br>(月) | 問題解決しない事例検討会<br>理念と構造 | 日本福祉大学<br>准教授 田中 和彦 | 19   |

《精神科デイケア施設従事者研修会》

対象者：精神科デイケア施設従事者

(単位：人)

| 開催日     | テーマ・内容           | 講師                        | 参加者数 |
|---------|------------------|---------------------------|------|
| 7月3日(水) | グループ療法的にデイケアを考える | 広島市精神保健福祉センター<br>所長 朝枝 清子 | 11   |

《第29期・30期広島精神分析セミナー》(Web開催)

対象者：医師

(単位：人)

| 開催日           | テーマ                                                 | 講師                                                        | 参加者数 | 備考  |
|---------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------|-----|
| 4月21日<br>(日)  | 「エディプスコンプレクス」                                       | 小林メンタルクリニック<br>院長 小林 俊三                                   | 29   | ※共催 |
| 5月19日<br>(日)  | 「クラインとウィニコットの解釈と技法の相違」<br>「こどもの精神病理」                | こども・思春期メンタルクリニック<br>白百合女子大学<br>教授 木部 則雄                   | 32   |     |
| 6月30日<br>(日)  | 特別講演<br>(症例検討)                                      | タヴィストッククリニック講師<br>ロンドン医療センター<br>精神科部長 阿比野 宏               | 31   |     |
| 7月21日<br>(日)  | 「エンアクトメント」<br>「思春期の病理」                              | 大阪教育大学保健センター<br>教授 飛谷 渉                                   | 23   |     |
| 9月29日<br>(日)  | 「防衛機制、原始的防衛」<br>「ポジション」                             | 広島市精神保健福祉センター前所長<br>紙屋町こころのクリニック<br>院長 皆川 英明              | 29   |     |
| 10月20日<br>(日) | 「イドと自我」<br>「夢解釈」                                    | 日本精神分析協会元会長<br>広島精神分析医療クリニック<br>院長 衣笠 隆幸                  | 24   |     |
| 12月22日<br>(日) | 「フロイトのグラディーヴァから考える現代トラウマ 臨床：考古学から精神分析へ」<br>「思春期の病理」 | 大阪教育大学保健センター<br>教授 飛谷 渉                                   | 28   |     |
| 1月19日<br>(日)  | 「治療経過と終結」<br>「ねずみ男」                                 | 浅田心療クリニック<br>院長 浅田 護                                      | 27   |     |
| 2月9日<br>(日)   | 「本能論」<br>「シュレーバー」                                   | 広島市精神保健福祉センター前所長<br>紙屋町こころのクリニック<br>院長 皆川 英明              | 30   |     |
| 3月16日<br>(日)  | 「終わりある分析と終わりのなき分析」<br>「ダ・ヴィンチ」                      | 日本精神分析学会前会長<br>長谷川病院、きしろメンタルクリニック<br>代官山心理・分析オフィス<br>福本 修 | 28   |     |

※広島精神分析セミナーとの共催

イ 学生教育・実習

(単位：人，回)

| 区分                         | 内容             | 対象              | 参加者数 | 回数 | 備考                                                         |
|----------------------------|----------------|-----------------|------|----|------------------------------------------------------------|
| 医 学 生 実 習<br>( 広 島 大 学 )   | 講義<br>デイケア実習   | 医学生             | 1    | 1  | 1人×1日                                                      |
| 看 護 学 生 教 育<br>(市立看護専門学校)  | 講義             | 看護学生            | 200  | 2  | 120人×1日<br>80人×1日                                          |
| デイケア臨床実習<br>( 広 島 大 学 )    | デイケア実習         | 作業療法士学生         | 2    | 1  | 2週間×1回                                                     |
| 心 理 実 習<br>( 修 道 大 学 )     | 講義             | 心理学科学生          | 6    | 1  | 6人×1日                                                      |
| 心 理 実 習<br>( 安 田 女 子 大 学 ) | 講義             | 心理学科学生          | 20   | 1  | 20人×1日                                                     |
| 新任精神保健福祉相談員<br>デ イ ケ ア 実 習 | デイケア実習<br>SV見学 | 新任精神保健<br>福祉相談員 | 3    | 4  | (実習)<br>1日ずつ2回実施<br>(2人、1人)<br>(SV)<br>1日ずつ2回実施<br>(1人、2人) |
| 計                          |                |                 | 232  | 10 |                                                            |

#### (4) 普及啓発

精神保健福祉や精神障害に関する正しい知識等の普及啓発を目的として一般市民を対象に、講演会等を実施している。

##### ア 講演会等

###### 《依存症関連講演会》

目 的 ギャンブル依存症は、当事者がギャンブルをコントロールすることができず、嘘、借金の問題により、家族や周囲が巻き込まれ人間関係が悪化していき、犯罪、失踪、自殺などの深刻な問題が生じる疾患である。  
このため、市民を対象にギャンブル依存症について、正しい知識を提供することを目的とする。

開 催 日 令和6年10月12日（土）

方 法 広島市精神保健福祉センター 3階大会議室

内 容 講演 ギャンブル依存症ってどんな病気？～その理解と対応～

講師 藍里病院 副院長 吉田 精次

対 象 者 市民

参加者数 56人

###### 《依存症家族教室》

依存症対策推進事業 P34 参照

参加者数 延6回 28人

###### 《家族のつどい》

デイケア事業 P46 参照

参加者数 延 6回 72人

###### 《自死遺族等のための講演会・交流会》

目 的 自死遺族等の心のケアを行うとともに、同じ悩み等を抱える方の分かち合いの会について情報提供することを目的とする。

開 催 日 令和6年11月25日（月）

場 所 広島市精神保健福祉センター 3階大会議室

内 容 講演 自死遺族の孤立を防ぐ～遺族が「生きる」ためにできること～

講師 NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩 氏

対 象 者 自死遺族等

参加者数 6人

##### イ あいあいスポーツフェスティバル

目 的 精神障害者がスポーツ交流を通してふれあうことで、意欲の向上及び社会参加を促進し当事者グループの育成を図る。

開 催 日 令和6年9月27日（金）

場 所 マエダハウジング東区スポーツセンター（東区牛田新町一丁目8番3号）

内 容 ソフトバレーボール大会、レクリエーション

対 象 者 精神障害者を主たる対象とする地域活動支援センターⅠ型、Ⅲ型、就労継続支援B型事業所、ソーシャルクラブ、保健センター社会復帰クラブの利用者

参加者数 106人

## ウ こころの健康よろず相談

広島県精神神経科診療所協会と共催し、こころの健康に関する普及啓発を目的に実施した。

開催日 令和6年10月27日(日)

場 所 広島市消費生活センター

内 容 精神科医師によるこころの健康相談(対面及び電話相談)

保健師による行政分野の相談

精神保健に関するパネル展示(9月20日～10月18日)

対象者 市民

参加者数 33人

## エ 印刷物

(単位:部)

| 区分      | 内容                               | 部数     |
|---------|----------------------------------|--------|
| リーフレット等 | こころのケアガイドブック 資料編(冊子)             | 5,000  |
|         | こころのしおり                          | 5,000  |
|         | ひとりで悩まないで<br>～中学生・高校生のあなたへ～(カード) | 29,000 |

## オ 広 報

| 区 分                | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報紙<br>「ひろしま市民と市政」 | 令和6年4月15日号<br>「精神科医師によるひきこもり相談」<br>「精神科医師による依存症相談」<br>「大切な人を自死で亡くされた方のわかち合いの会“れんげ草のつどい・ひろしま”」<br>令和6年5月1日号<br>「家族のための依存症教室」<br>令和6年9月1日号<br>「依存症対策推進事業 市民向け講座(ギャンブル依存症講演会)」<br>令和6年10月1日号<br>「こころの健康よろず相談 ～精神科専門医に話してみませんか?～」<br>令和6年11月1日号<br>「講演会・交流会「大切な人を自死で亡くされたあなたへ」(自死遺族等のための講演会・交流会)」<br>「アルコール関連問題啓発週間」 |
| 新聞                 | 「自死遺族等のための講演会・交流会」<br>「こころの健康よろず相談」<br>「れんげ草のつどい・ひろしま」                                                                                                                                                                                                                                                           |
| SNS                | <広島市公式X><br>R6.6.19 「れんげ草のつどい・ひろしま」<br>R6.8.20 「れんげ草のつどい・ひろしま」<br>R6.10.25 「れんげ草のつどい・ひろしま」<br>R6.12.20 「れんげ草のつどい・ひろしま」<br>R7.2.21 「れんげ草のつどい・ひろしま」<br><br><広島市公式Facebook><br>R6.6.19 「れんげ草のつどい・ひろしま」<br>R6.8.20 「れんげ草のつどい・ひろしま」                                                                                   |

|            |                 |
|------------|-----------------|
| R6. 10. 25 | 「れんげ草のつどい・ひろしま」 |
| R6. 12. 20 | 「れんげ草のつどい・ひろしま」 |
| R7. 2. 21  | 「れんげ草のつどい・ひろしま」 |

## カ パネル展示

### ＜うつ病・自殺（自死）予防に関するパネル展示＞

| 区    | 展示期間        | 展示場所・内容                                                |
|------|-------------|--------------------------------------------------------|
| 中 区  | 9月10日～9月16日 | 中区庁舎内・ポスター掲示、パンフレット設置                                  |
|      | 3月1日～3月31日  |                                                        |
| 東 区  | 通年          | 東区総合福祉センター1階・各種リーフレット設置、配布                             |
|      | 9月2日～9月30日  | 東区総合福祉センター1階ロビー・ポスター掲示                                 |
|      | 10月20日      | いきいき健康フェスティバル・チラシ入りポケットティッシュの配布                        |
| 南 区  | 9月10日～9月16日 | 南区役所別館・リーフレット配置・配布、ポスター掲示                              |
|      | 3月3日～3月31日  |                                                        |
| 西 区  | 9月          | 西区役所・モニター広告                                            |
|      | 3月          |                                                        |
|      | 通年          | 西区地域福祉センター・各種リーフレット配架                                  |
| 安佐南区 | 6月21日       | 伴福祉センター・リーフレット配布                                       |
|      | 7月10日、7月30日 | 安佐南区総合福祉センター・リーフレット配布                                  |
|      | 9月1日～9月30日  | 安佐南区総合福祉センター2階・パンフレット掲示、配布<br>安佐南区役所、安佐南区総合福祉センター・動画放映 |
|      | 3月3日～3月31日  | 安佐南区総合福祉センター2階・ポスター掲示<br>安佐南区役所、総合福祉センター・動画放映          |
|      | 3月16日～3月31日 | イオンモール祇園・動画放映                                          |
| 安佐北区 | 通年          | 安佐北区総合福祉センター1階、2階・リーフレット掲示・配布                          |
|      | 8月15日～3月31日 | 安佐北区総合福祉センター1階、2階・いのちの電話カード配布、ポスター掲示                   |
|      | 2月21日～3月31日 | 安佐北区総合福祉センター2階・ポスター掲示                                  |
|      | 2月27日～3月21日 | 安佐北区総合福祉センター1階・パネル展示                                   |
|      | 3月1日～3月31日  | 安佐北区総合福祉センター2階・モニター広告                                  |
| 安芸区  | 通年          | 安芸区総合福祉センター1階・パンフレット配布                                 |
|      | 9月10日～9月16日 | 安芸区総合福祉センター2階・ポスター掲示                                   |
|      | 9月20日       | 安芸区総合福祉センター3階・パンフレット配布                                 |
|      | 10月5日       | 瀬野川ウォーキング大会・パンフレット配布                                   |
|      | 10月29日      | 生協ひろしま船越店・パンフレット配布                                     |
|      | 11月10日      | 健康フェスティバル・パンフレット配布                                     |
|      | 12月3日～12月7日 | 安芸区民文化センターギャラリー・パンフレット配布                               |
|      | 3月3日～3月31日  | 安芸区総合福祉センター2階・ポスター掲示                                   |
| 佐伯区  | 通年          | 佐伯区役所別館2階・パネル展示、パンフレット、チラシ設置                           |
|      | 3月          | 佐伯区役所別館2階・ポスター掲示<br>佐伯区役所本館1階、別館2階・動画放映                |

### <ギャンブル依存症に関するパネル展示>

5月9日～5月27日 商業施設でのパネル展示を実施。

#### キ ちらし配布

令和7年1月13日開催の「広島市二十歳を祝う集い」、及び同年1月19日開催の「マツダスカイアクティブズ広島ホストゲーム」会場内啓発ブースにてギャンブル依存症に関するちらしを配布した。

#### ク ホームページ

平成13年9月開設

### (5) 組織育成

広島市精神保健福祉家族会連合会、依存症関連団体等に対して、助言や関係機関との連絡等必要な援助を行い、組織の活性化を図る組織育成を行っている。

平成22年度からは自死遺族支援の一環として、わかち合いの会を定期開催している。

#### ア 精神保健福祉家族会

(単位：回)

| 区分              | 回数 |
|-----------------|----|
| 広島市精神保健福祉家族会連合会 | 4  |
| 各区家族会           | 7  |
| 計               | 11 |

#### イ 依存症関連団体

(単位：回)

| 区分        | 回数 |
|-----------|----|
| アルコール関連団体 | 2  |
| 薬物関連団体    | 1  |
| ギャンブル関連団体 | 11 |
| 計         | 14 |

#### ウ 自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」

開設日 平成22年7月

開催日時 奇数月第2金曜日 14:00～16:00

対象者 自死遺族等

会場 広島市精神保健福祉センター 3階大会議室

参加状況

(単位：回、人)

| 区分  | 開催回数 | 参加人数 | 平均参加人数 | 実人数 |
|-----|------|------|--------|-----|
| 4年度 | 7    | 10   | 1.4    | 9   |
| 5年度 | 6    | 7    | 1      | 6   |
| 6年度 | 6    | 7    | 1      | 6   |

(6) 特定相談指導事業（再掲）

ア 思春期関連事業

(ア) 相談

a 電話相談

(単位：件)

| 区分  | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延件数 | 48  | 70  | 81  |

b 面接相談

(単位：件)

| 区分  | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延件数 | 7   | 9   | 5   |

c 相談内容別状況

(単位：件、%)

| 相談内容            | 電話相談 |      | 面接相談 |     |
|-----------------|------|------|------|-----|
|                 | 件数   | 構成比  | 件数   | 構成比 |
| 心身の不調           | 16   | 19.8 | 1    | 20  |
| 不登校・学校不適応       | 14   | 17.3 | -    | -   |
| 性格・対人関係の問題      | 8    | 9.9  | -    | -   |
| 家族関係の問題         | 8    | 9.9  | -    | -   |
| こどもの発達・発育上の問題   | 8    | 9.9  | -    | -   |
| 病気の治療に関すること     | 4    | 4.9  | -    | -   |
| ひきこもり           | 4    | 4.9  | 1    | 20  |
| 日常生活に関すること      | 3    | 3.7  | -    | -   |
| 精神的な病気の疑い       | 3    | 3.7  | 1    | 20  |
| 経済・福祉に関すること     | 3    | 3.7  |      |     |
| 性に関する悩み         | 2    | 2.5  |      |     |
| 虐待              | 2    | 2.5  |      |     |
| アルコール薬物以外の嗜癖の問題 | 2    | 2.5  | 1    | 20  |
| 家庭内暴力・非行・反社会的問題 | 2    | 2.5  | -    | -   |
| 広汎性発達障害         | 1    | 1.2  | -    | -   |
| 薬物乱用            | -    | -    | 1    | 20  |
| その他             | 1    | 1.2  |      |     |
| 計               | 81   | 100  | 5    | 100 |

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(イ) 技術支援及び技術援助

(単位：回、件、人)

| 区分          | 対象                             | 回数 | 件数 | 人数 | 従事者          | 方法       |
|-------------|--------------------------------|----|----|----|--------------|----------|
| 個別相談        | 高校教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等 | 3  | 3  | 3  | 保健師<br>心理療法士 | 電話       |
| 市立高校精神保健連絡会 | 市立高校教諭                         | 2  | 2  | 27 | 医師<br>保健師    | スーパービジョン |

|                    |                    |   |   |    |     |    |
|--------------------|--------------------|---|---|----|-----|----|
| ひきこもりへの支援に関する事例検討会 | 広島市教育委員会<br>事務局職員等 | 1 | 2 | 13 | 保健師 | 出張 |
| 計                  |                    | 6 | 7 | 43 |     |    |

(ウ) 思春期精神保健専門研修会 (Web 開催)

対象者：市内小・中・高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員養護教諭等思春期の精神保健に関する相談を受ける機会のある関係者

(単位：人)

| 開催日          | テーマ・内容                                | 講師                             | 参加者数 |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------|------|
| 7月25日<br>(木) | 性にまつわる子どものトラブルとその支援～境界性（バウンダリー）の視点から～ | 大阪大学大学院<br>人間科学研究科<br>教授 野坂 祐子 | 76   |

(エ) 普及啓発

カード「ひとりで悩まないで～中学生・高校生のあなたへ～」を作成し、市内の中学・高校の新1年生を対象に配布した。

イ アルコール関連問題

(ア) 相談

a 電話相談 (単位：件)

| 区分  | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延件数 | 46  | 40  | 52  |

b 面接相談 (単位：件)

| 区分  | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延件数 | 14  | 14  | 14  |

(イ) 普及啓発

a 依存症家族教室

令和3年度からアルコール問題だけでなく、薬物、ギャンブル等も含む依存症全般問題に悩む家族を対象を拡大し、実施している。

依存症対策推進事業 P34 参照

回数 延6回

参加者数 28人

(ウ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

## ウ 薬物関連問題

### (ア) 相談

#### a 電話相談

(単位：件)

| 区分  | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延件数 | 14  | 24  | 13  |

#### b 面接相談

(単位：件)

| 区分  | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延件数 | 19  | 24  | 9   |

### (イ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

(7) うつ病・自殺（自死）対策（再掲）

ア 広島市自殺（自死）対策推進センター 自殺（自死）防止相談電話（別掲）

平成 29 年度より、広島市健康福祉局精神保健福祉課と精神保健福祉センター内に広島市自殺（自死）対策推進センターを設置した。精神保健福祉センター内では、「死にたい」とまで追い込まれた方への専用相談電話（広島市自殺（自死）防止相談電話）を開設し、自殺（自死）対策専門相談員が相談に応じている。

年度別相談件数

（単位：件）

| 区分   | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|------|------|------|------|
| 新規相談 | 109  | 128  | 104  |
| 再相談  | 900  | 949  | 895  |
| 延件数  | 1009 | 1077 | 999  |

※相談対応について、精神科医師等より助言を受ける場を月 1 回設けている。

イ うつ病・自殺（自死）対策に関する研修会

（ア） ゲートキーパー研修

うつ病や自殺（自死）に関連する基本的知識の習得や、自殺（自死）予防に関する初期介入に必要なスキル等を身につけるための研修および、身体疾患に隠されたうつ病等に気づき、対応するための研修を開催した。（単位：人）

| 開催日              | テーマ・内容                                                       | 講師                                                     | 参加者数 |
|------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------|
| 7 月 18 日<br>(木)  | ゲートキーパープレ講習①<br>(Web)                                        | 西条診療クリニック<br>院長 岩本 泰行                                  | 29   |
| 8 月 22 日<br>(木)  | ゲートキーパープレ講習②<br>(Web)                                        | ほうゆう病院<br>公認心理師 水谷 剛司                                  | 47   |
| 6 月 21 日<br>(金)  | ゲートキーパー研修(基礎編)<br>(Web)                                      | 一般社団法人高橋聡美研究所<br>代表理事 高橋 聡美                            | 67   |
| 9 月 20 日<br>(金)  | ゲートキーパー研修(実践編)                                               | 広島修道大学健康科学部心理学科<br>教授 内野 悌司<br>九州大学留学生センター<br>准教授 黄 正国 | 25   |
| 11 月 13 日<br>(水) | ゲートキーパー研修(レベル<br>アップ編)                                       | 兵庫県こころのケアセンター<br>上席研究主幹 大澤 智子                          | 18   |
| 2 月 21 日<br>(金)  | 医療機関スタッフ研修<br>講演「医療現場におけるうつ<br>病の理解と自殺予防～死に<br>たい気持ちに気づいたら～」 | 広島大学保健管理センター<br>センター長 岡本 百合                            | 39   |

(イ) うつ病・自殺（自死）相談機関実務者連絡会議

自殺に関わる相談を受ける機会のある相談機関に所属する支援者を対象に、相談機関同士のネットワークを強化することを目的に実施した。（単位：人）

| 開催日          | テーマ・内容                                                                                              | 講師                                                                        | 参加者数 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------|
| 6月12日<br>(水) | うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議①<br>「広島市のうつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）について」<br>講演「自殺対策における関係者相互の連携・協働～自殺のサインを見逃さないために～」 | ・南山大学社会倫理研究所<br>プロジェクト研究員 辻本 耐                                            | 28   |
| 9月6日<br>(金)  | うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議② 活動発表<br>「関係機関を知ろう！」                                                            | ・広島市くらしサポートセンター<br>くらしサポート課<br>第一係長 香下 直巳<br>・中国財務局多重債務相談窓口<br>専門調査員 宮本 歩 | 28   |
| 12月9日<br>(月) | うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議③ 事例検討                                                                           | ほうゆう病院<br>精神科医師 寺本 勝哉                                                     | 20   |
| 2月7日<br>(金)  | うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議④<br>講義「自殺対策における関係者相互の連携・協働～ゲートキーパーとして大切なこと～」                                    | 南山大学社会倫理研究所<br>プロジェクト研究員 辻本 耐                                             | 13   |

ウ 自死遺族支援

(ア) 自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」

平成21年度に自死遺族を対象とした講演会・交流会を開催し、その参加者に対してわかち合いの会の準備会に参加を呼びかけ、計3回の準備会を実施した。準備会では、ルールや名称等を話し合った。平成22年7月に自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」を設立し、運営支援を行っている。

「れんげ草のつどい・ひろしま」参加状況 （単位：回，人）

| 区分  | 開催回数 | 延参加者数 | 実参加者数 |
|-----|------|-------|-------|
| 6年度 | 6    | 7     | 6     |

開催日 奇数月第2金曜日 14:00～16:00

会場 広島市精神保健福祉センター

(イ) 自死遺族等のための講演会・交流会（普及啓発）

自死遺族等の心のケアを行うとともに、同じ悩み等を抱える方の分かち合いの会について情報提供することを目的に毎年開催している。（単位：人）

| 開催日           | テーマ・内容                               | 講師                                    | 参加者数 |
|---------------|--------------------------------------|---------------------------------------|------|
| 11月25日<br>(月) | 自死遺族の孤立を防ぐ～<br>遺族が「生きる」ために<br>できること～ | NPO 法人<br>自死遺族支援ネットワーク Re<br>代表 山口 和浩 | 6    |

(ウ) 自死遺族等支援研修会

相談機関の職員を対象に、自死遺族支援に関する知識や技術の習得を目的とした研修会を実施した。（単位：人）

| 開催日           | テーマ・内容                           | 講師                                    | 参加者数 |
|---------------|----------------------------------|---------------------------------------|------|
| 11月26日<br>(火) | 自死遺族支援の在り方<br>～心の痛みはどう寄り添<br>うか～ | NPO 法人<br>自死遺族支援ネットワーク Re<br>代表 山口 和浩 | 16   |

(エ) 自死遺児等支援研修会

子どもに関わる機会のある関係者を対象に、自死遺児への理解を深め、支援に必要な知識の習得及び対応について学ぶことを目的とした研修会を実施した。

（単位：人）

| 開催日          | テーマ・内容                                      | 講師                          | 参加者数 |
|--------------|---------------------------------------------|-----------------------------|------|
| 8月23日<br>(金) | 子どもの自殺を防ぐために今す<br>べきこと～子どもたちからの<br>SOSにつなぐ～ | 一般社団法人高橋聡美研究所<br>代表理事 高橋 聡美 | 31   |

エ うつ病・自殺（自死）予防に関するパネル展示

自殺対策強化月間等に区役所等で、うつ病の症状や治療、自殺（自死）のサイン等への周囲の気づきや対応等について広報啓発活動を実施した。

| 区   | 展示期間        | 展示場所・内容                         |
|-----|-------------|---------------------------------|
| 中 区 | 9月10日～9月16日 | 中区庁舎内・ポスター掲示、パンフレット設置           |
|     | 3月1日～3月31日  |                                 |
| 東 区 | 通年          | 東区総合福祉センター1階・各種リーフレット設置、配布      |
|     | 9月2日～9月30日  | 東区総合福祉センター1階ロビー・ポスター掲示          |
|     | 10月20日      | いきいき健康フェスティバル・チラシ入りポケットティッシュの配布 |

|      |             |                                                        |
|------|-------------|--------------------------------------------------------|
| 南 区  | 9月10日～9月16日 | 南区役所別館・リーフレット配置・配布、ポスター掲示                              |
|      | 3月3日～3月31日  |                                                        |
| 西 区  | 9月          | 西区役所・モニター広告                                            |
|      | 3月          |                                                        |
|      | 通年          | 西区地域福祉センター・各種リーフレット配架                                  |
| 安佐南区 | 6月21日       | 伴福祉センター・リーフレット配布                                       |
|      | 7月10日、7月30日 | 安佐南区総合福祉センター・リーフレット配布                                  |
|      | 9月1日～9月30日  | 安佐南区総合福祉センター2階・パンフレット掲示、配布<br>安佐南区役所、安佐南区総合福祉センター・動画放映 |
|      | 3月3日～3月31日  | 安佐南区総合福祉センター2階・ポスター掲示<br>安佐南区役所、総合福祉センター・動画放映          |
|      | 3月16日～3月31日 | イオンモール祇園・動画放映                                          |
|      |             |                                                        |
| 安佐北区 | 通年          | 安佐北区総合福祉センター1階、2階・リーフレット掲示・配布                          |
|      | 8月15日～3月31日 | 安佐北区総合福祉センター1階、2階・いのちの電話カード配布、ポスター掲示                   |
|      | 2月21日～3月31日 | 安佐北区総合福祉センター2階・ポスター掲示                                  |
|      | 2月27日～3月21日 | 安佐北区総合福祉センター1階・パネル展示                                   |
|      | 3月1日～3月31日  | 安佐北区総合福祉センター2階・モニター広告                                  |
| 安芸区  | 通年          | 安芸区総合福祉センター1階・パンフレット配布                                 |
|      | 9月10日～9月16日 | 安芸区総合福祉センター2階・ポスター掲示                                   |
|      | 9月20日       | 安芸区総合福祉センター3階・パンフレット配布                                 |
|      | 10月5日       | 瀬野川ウォーキング大会・パンフレット配布                                   |
|      | 10月29日      | 生協ひろしま船越店・パンフレット配布                                     |
|      | 11月10日      | 健康フェスティバル・パンフレット配布                                     |
|      | 12月3日～12月7日 | 安芸区民文化センターギャラリー・パンフレット配布                               |
|      | 3月3日～3月31日  | 安芸区総合福祉センター2階・ポスター掲示                                   |
| 佐伯区  | 通年          | 佐伯区役所別館2階・パネル展示、パンフレット、チラシ設置                           |
|      | 3月          | 佐伯区役所別館2階・ポスター掲示<br>佐伯区役所本館1階、別館2階・動画放映                |

## (8) 災害支援（再掲）

### ア 災害にかかる支援活動

本市で災害が発生した場合、当センターでは必要に応じて広島県災害派遣精神医療チーム（※DPAT）の活動をはじめ、電話相談（心のケア相談）や診療、区での個別相談会、区保健師等への技術支援を実施する。

DPAT とは、都道府県及び政令指定都市によって組織される災害派遣精神医療チームであり、災害時の被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とする。

#### (ア) 被災者への支援活動・支援者への支援

令和 6 年度は、災害に関する電話や来所相談はなかった。

#### (イ) 講演会・研修会

##### 災害時のメンタルヘルス研修会

被災者支援にかかわる機会のある関係者を対象に、災害時のメンタルヘルスに関する知識の習得と対応力の向上を目的に開催した。 (単位：人)

| 開催日            | 内容                 | 講師                          | 参加者数 |
|----------------|--------------------|-----------------------------|------|
| 8 月 7 日<br>(水) | 講演<br>「災害時のこころのケア」 | 兵庫県こころのケアセンター<br>センター長 加藤 寛 | 69   |

### イ 災害等にかかる支援活動の経過

#### 【平成 26 年 8 月 20 日広島市豪雨災害における支援活動】

安佐南区・安佐北区における豪雨災害では、局所的に発生した大規模な土石流により、人的被害は死者 74 名、負傷者 69 名、物的被害は家屋の全壊～床下浸水をあわせて 4,749 棟という大惨事となった。当センターでは、広島県災害派遣精神医療チーム（広島市豪雨災害での派遣が全国初:DPAT）として、県に DPAT 調整本部、当センターに DPAT 現地対策本部を設置した。当センターでは県や医療機関・各種団体の調整・連絡を行いながら、医師、保健師又は心理療法士、事務職からなるチームを編成し、先遣隊として被災地で活動した他、被災者からの相談、災害時のこころのケアに関する研修会等の実施、チラシやリーフレットの配布等、様々な形で支援活動を行った。また本市では、平成 27 年 8 月から 9 月に被災者の健康状態等を把握するため、被災者を対象に健康調査を実施した。

#### 【平成 28 年 4 月熊本地震における支援活動】

熊本地震において、当センターでは広島県災害派遣精神医療チーム（DPAT）第 3 班として DPAT 隊員（医師、保健師、心理療法士）3 名を被災地域へ派遣した。

#### 【平成 30 年 7 月豪雨災害における支援活動】

豪雨災害において本市では、人的被害は死者 23 名、行方不明者 2 名、負傷者 30 名、物的被害は家屋の全壊～床下浸水をあわせて 2,471 棟となった。特に安芸区では 18 名の人命が奪われる等、大きな被害が発生した。本市と広島県が合同で DPAT 調整本部を

設置し、当センターでは、広島県災害派遣精神医療チーム（DPAT）として活動するとともに、電話相談（心のケア相談）や診療、区での個別相談会、区保健師等への技術支援を実施した。また本市では、令和元年7月に被災者の健康状態等を把握するため、被災者を対象に健康調査を実施し、当センターでは、こころのケアに関するスクリーニングを行い、相談を希望された被災者に対し、精神科医師による相談対応の他、保健センターへ技術支援等を実施した。

#### **【新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア】**

新型コロナウイルスに関するこころのケアを実施するため、令和2年2月から「新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口」を設置し、電話や面接（Web 面接も含む）により情報提供や助言を実施した。また、市民や支援者に向けて、こころのケアに関する情報をチラシやホームページにおいて発信した。

クラスターが発生した施設等には、電話や訪問による支援や施設職員を対象にしたこころのケアに関する研修を実施し、宿泊療養施設の療養者には、広島県と連携し必要に応じて、療養者のこころのケアを実施した。令和5年5月に感染症法の分類が変更されて以降は、相談件数は減少した。

(9) 依存症対策推進事業（再掲）

令和2年度から、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存関連問題に関する相談拠点を当センターに設置し、以下の事業を実施した。

ア 専門相談

(ア) 電話相談件数 (単位：件)

| アルコール | 薬物 | ギャンブル | ゲーム等 | 計   |
|-------|----|-------|------|-----|
| 52    | 13 | 58    | 24   | 147 |

(イ) 面接相談件数 (単位：件)

| アルコール | 薬物 | ギャンブル | ゲーム等 | 計  |
|-------|----|-------|------|----|
| 14    | 9  | 54    | 4    | 81 |

(ウ) 精神科医師による依存症相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存に悩む人や家族に対して月に1回実施した。

(単位：回、件)

| 回数 | 相談件数 |
|----|------|
| 12 | 20   |

イ 連携会議の運営（別掲）

関係機関を対象に連携会議を実施した。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名    | 令和6年度広島市依存症関係機関連携会議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 日時     | 令和7年2月26日（水）14：00～16：00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 内容     | 行政説明・活動紹介・情報交換                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 参加関係機関 | <p>医療機関：瀬野川病院、草津病院、安佐病院、よこがわ駅前クリニック</p> <p>自助グループ：【アルコール関連】NPO法人広島断酒ふたば会/AA/広島鯉城断酒会/（アルコール関連問題を考える会）だるま会/佐伯断酒会/アラノン家族グループ/広島マック作業所/広島マック・ハウス</p> <p>【薬物関連】広島ダルク/NA広島グループ/ナラノンファミリーグループ広島グループ/ひなたの会</p> <p>【ギャンブル等関連】ギャマノン広島グループ/GA ゆめ西広島/ギャマノン広島おりづるステップ G/GA ステップ広島グループ/全国ギャンブル依存症家族の会 広島</p> <p>司法関係：広島弁護士会 日本司法支援センター広島地方事務所（法テラス）広島司法書士会</p> <p>行政機関：精神保健福祉センター/精神保健福祉課/広島市消費生活センター/経済観光局競輪事務局ギャンブル依存症相談担当/財務省中国財務局多重債務相談窓口</p> |

ウ 依存症支援者研修

(単位：人)

| 開催日          | テーマ・内容                | 講師                  | 参加者数 |
|--------------|-----------------------|---------------------|------|
| 1月27日<br>(月) | 問題解決しない事例検討会<br>理念と構造 | 日本福祉大学<br>准教授 田中 和彦 | 19   |

## エ 普及啓発・情報提供

### (ア) 市民向け講演会

(単位：人)

| 開催日           | テーマ・内容                    | 講師                | 参加者数 |
|---------------|---------------------------|-------------------|------|
| 10月12日<br>(土) | ギャンブル依存症ってどんな病気？～その理解と対応～ | 藍里病院<br>副院長 吉田 精次 | 56   |

### (イ) 普及啓発

- a 5月14日～5月20日のギャンブル依存症問題啓発週間にあわせて、中国財務局多重債務相談窓口と協力し、ギャンブル依存症に関するパネル展示（5月9日～27日）を商業施設で実施した。
- b 広島競輪公式サイトに、依存症相談拠点として精神保健福祉センターホームページの URL を掲載している（令和5年10月～）。
- c 競輪事務局が作成したチラシにギャンブル等依存症の相談先として精神保健福祉センターの連絡先等を掲載した。また、そのチラシを1月13日に開催された広島市二十歳を祝う集いの市民啓発コーナーにて、新成人に配布した。
- d cと同チラシを、1月19日に開催されたマツダスカイアクティブズ広島ホストゲームの会場内啓発ブースにて、来場者に配布した。

### (ウ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

また、2月28日に公開されたひろしま coco サーチ（ひろしま地域社会資源検索サイト）にも自助グループの情報を掲載している。

## オ 当事者向けプログラム

ギャンブル依存症からの回復支援のため SAT-G プログラム（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）を個別実施した。※前年度からの継続者あり (単位：人)

| 実人員 | 延人員 | 終了者 | 中断者（転居等） |
|-----|-----|-----|----------|
| 5   | 13  | 2   | 0        |

## カ 依存症家族教室

アルコール問題に悩む家族を対象に、家族教室を平成26年度から開催している。令和3年度からはアルコール問題だけでなく、薬物・ギャンブル等も含む依存症全般問題に悩む家族を対象を拡大し実施した。 (単位：人)

| 開催日         | 内容                 | 講師                                     | 参加者数 |
|-------------|--------------------|----------------------------------------|------|
| 7月9日<br>(火) | 講義「CRAFTを学ぼう①」・座談会 | 瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子<br>ナラノンファミリーグループメンバー | 5    |

|               |                    |                                        |   |
|---------------|--------------------|----------------------------------------|---|
| 8月13日<br>(火)  | 講義「CRAFTを学ぼう②」・座談会 | 瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子<br>ナラノンファミリーグループメンバー | 4 |
| 9月10日<br>(火)  | 講義「CRAFTを学ぼう③」・座談会 | 瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子<br>NPO法人断酒ふたば会メンバー   | 5 |
| 10月8日<br>(火)  | 講義「CRAFTを学ぼう④」・座談会 | 瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子<br>NPO法人断酒ふたば会メンバー   | 6 |
| 11月12日<br>(火) | 講義「CRAFTを学ぼう⑤」・座談会 | 瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子<br>ギャマノン広島グループメンバー   | 3 |
| 12月10日<br>(火) | 講義「CRAFTを学ぼう⑥」・座談会 | 瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子<br>ギャマノン広島グループメンバー   | 5 |

## (10) 調査研究

精神保健福祉に関する資料を収集するとともに、精神保健福祉関係の問題について調査研究を行っている。

| 発 表 内 容                                                                                                                                                                         | 発表者   | 方法           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| ギャンブル依存症自死遺族会立ち上げセミナー<br>「依存症と自殺」                                                                                                                                               | 朝枝所長  | 教育活動<br>(講演) |
| 第22回精神分析的精神医学会<br>「情緒はなぜに、どこへ行ったのか」                                                                                                                                             | 朝枝所長  | 発表           |
| 第70回日本精神分析学会<br>「魂の二重構造：二つの世界が近づく時、一体何が起<br>こるのか」                                                                                                                               | 朝枝所長  | 発表           |
| The Custom-Made Body<br>Generations, Cultures, Perspectives<br>「Incest or Neglect? What do the Negation of<br>Women and Repudiation of Femininity Bring to<br>Next Generation.」 | 朝枝所長  | 発表           |
| 地域保健研究会<br>精神保健福祉センターにおける家族のための依存症教<br>室の取り組みについて                                                                                                                               | 竹村保健師 | 発表           |

(11) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、本庁及び関係機関に対して、専門的立場から社会復帰の推進方策や地域精神保健福祉施策の計画に関する提案、意見具申を行った。

(単位：回)

| 会議名                                                      | 主催  | 回数 |
|----------------------------------------------------------|-----|----|
| 広島市障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会<br>コアメンバー会議                     | 広島市 | 7  |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム<br>区「話し合いの場」担当会議                    | 広島市 | 3  |
| 広島市障害者自立支援協議会                                            | 広島市 | 2  |
| 広島市障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会<br>ワーキンググループ会議「地域移行」            | 広島市 | 4  |
| 広島市障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会<br>ワーキンググループ会議「アウトリーチを活用した支援体制」 | 広島市 | 4  |
| 発達障害者支援連絡調整会議                                            | 広島市 | 1  |
| 「元気じゃけんひろしま21（第3次）推進会議」<br>働く世代の健康づくり部会                  | 広島市 | 1  |
| 広島市障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会                                 | 広島市 | 2  |
| 重層的支援体制整備事業の実施に係る庁内検討会議                                  | 広島市 | 1  |
| 広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議                                      | 広島市 | 2  |
| 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築連携会議                              | 広島市 | 1  |
| 広島市差別解消支援地域協議会                                           | 広島市 | 1  |
| 広島市依存症関係機関連携会議                                           | 広島市 | 1  |
| 元気じゃけんひろしま21（第3次）推進会議                                    | 広島市 | 1  |

## (12) その他の会議

(単位:回)

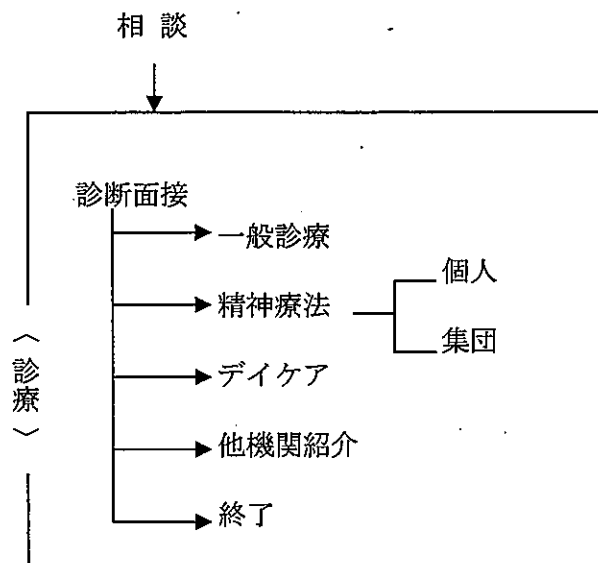
| 会議名                                                                 | 主催                             | 回数 |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----|
| 広島県依存症相談機関連携会議                                                      | 広島県                            | 1  |
| 広島ひきこもり相談支援センター実務者連絡会議                                              | 広島県                            | 1  |
| 広島県犯罪被害者支援連絡協議会幹事会                                                  | 広島県                            | 1  |
| 薬物相談事業推進連絡会議・依存症専門医療機関連携会議<br>合同会議                                  | 広島県                            | 1  |
| 広島県自死遺族支援団体連絡会                                                      | 広島県                            | 1  |
| 精神科病院長事務長会議 (オンライン)                                                 | 共催                             | 1  |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業<br>広域アドバイザー会議                            | 厚生労働省                          | 1  |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業<br>アドバイザー及び都道府県等担当者合同会議                  | 厚生労働省                          | 1  |
| 依存症専門医療機関連携会議 (オンライン)                                               | 広島県依存症治療拠点機関<br>医療法人せのがわ 瀬野川病院 | 1  |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進す<br>る分担研究「自治体における包括ケアの推進に関する研究」<br>分担班会議 | 厚生労働省                          | 2  |
| 医療観察制度地域連絡協議会                                                       | 広島保護観察所                        | 1  |
| 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業<br>多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築支援研修          | 厚生労働省                          | 1  |
| 医療観察制度運営連絡協議会                                                       | 広島保護観察所                        | 1  |
| 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業<br>にも包括構築担当者研修                          | 厚生労働省                          | 1  |
| 広島ひきこもり相談支援センター西部連絡会議                                               | 広島ひきこもり相談支<br>援センター西部センタ<br>ー  | 1  |
| 都道府県等依存症専門医療機関・相談員等合同全国会議                                           | 依存症全国拠点機関                      | 1  |
| 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業<br>アドバイザー会議                             | 厚生労働省                          | 1  |
| 入院者訪問支援事業担当者会議                                                      | 厚生労働省                          | 1  |

## 2 診療

### (1) 概要

予約制により、保険診療で一般診療や、精神分析的な精神療法等の治療を行っている。

原則として、当センターで面接相談等を行い、当センターでの診察を希望した者に対し、精神科医師が数回の診断面接により診断し、処遇を決定する。



令和6年度の診察延件数は3,669件で、そのうち初診は52件であった。

初診の年齢は20代（26.9%）が最も多く、次いで30代（21.2%）と40代（21.2%）、50代（11.5%）の順に多かった。

初診のうち小児・思春期からの問題に関する診断が59.6%と最も多く、その内訳は自閉スペクトラム障害が67.7%を占め、他にADHD、知的障害、アスペルガー障害があった。次いで神経症性障害（28.8%）、パーソナリティ障害（3.8%）の順に多かった。

来所経路では、精神科診療所など医療機関からの紹介が全体の67.3%で最も多く、次いでその他機関からの紹介（9.6%）、インターネット（7.7%）の順に多かった。診断終了後の処遇では、一般診療・デイケア利用が50%と最も多かった。

診察実件数は417件で、そのうち前年度より継続のものは365件であった。診察実件数の診断名別では、小児・思春期からの問題（自閉スペクトラム障害など）、神経症性障害、パーソナリティ障害の順に多かった。

診断面接後の処遇では、一般診療、デイケア利用、個人精神療法、集団精神療法の順に多かった。

青年期当事者グループ（集団精神療法）は、現在3グループで実施している。

ア 診察件数

(単位：件)

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|-------|-------|
| 初診 | 91    | 83    | 52    |
| 再診 | 3,679 | 3,556 | 3,617 |
| 計  | 3,770 | 3,639 | 3,669 |

イ 初診 年代別状況

(単位：件，％)

| 区分  | 10代 | 20代  | 30代  | 40代  | 50代  | 60代～ | 計   |
|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 件数  | 5   | 14   | 11   | 11   | 6    | 5    | 52  |
| 構成比 | 9.6 | 26.9 | 21.2 | 21.2 | 11.5 | 9.6  | 100 |

ウ 初診 診断別状況

(単位：件，％)

| 区分          | 件数 | 構成比   |
|-------------|----|-------|
| 小児・思春期からの問題 | 31 | 59.6  |
| 自閉スペクトラム障害  | 21 | －     |
| ADHD        | 6  | －     |
| 知的障害        | 3  | －     |
| アスペルガー障害    | 1  | －     |
| 神経症性障害      | 15 | 28.8  |
| パーソナリティ障害   | 2  | 3.8   |
| うつ病         | 1  | 1.9   |
| 適応障害        | 1  | 1.9   |
| PTSD        | 1  | 1.9   |
| 窃盗症         | 1  | 1.9   |
| 計           | 52 | 100.0 |

エ 初診 来所経路別状況

(単位：件，％)

| 区分      | 件数 | 構成比   |
|---------|----|-------|
| 医療機関    | 35 | 67.3  |
| その他の機関  | 5  | 9.6   |
| インターネット | 4  | 7.7   |
| 保健センター  | 2  | 3.8   |
| 家族      | 2  | 3.8   |
| その他     | 4  | 7.7   |
| 計       | 52 | 100.0 |

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

オ 診察実件数

(単位：件)

| 区分      | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 初診      | 91    | 83    | 52    |
| 前年度より継続 | 358   | 347   | 365   |
| 計       | 449   | 430   | 417   |

カ 性別・診断名別状況

(単位：件、%)

| 区分           | 男    | 女    | 計     | 構成比   |
|--------------|------|------|-------|-------|
| 小児・思春期からの問題  | 103  | 72   | 175   | 42.0  |
| 神経症性障害       | 14   | 48   | 62    | 14.9  |
| パーソナリティ障害    | 6    | 35   | 41    | 9.8   |
| 重ね着症候群（下記参照） | 17   | 16   | 33    | 7.9   |
| 統合失調症        | 14   | 18   | 32    | 7.7   |
| うつ病          | 5    | 15   | 20    | 4.8   |
| 適応障害         | 4    | 11   | 15    | 3.6   |
| ひきこもり        | 9    | 3    | 12    | 2.9   |
| 解離性障害        | 0    | 7    | 7     | 1.7   |
| 摂食障害         | 1    | 4    | 5     | 1.2   |
| 依存・嗜癖        | 3    | 1    | 4     | 1.0   |
| アルコール依存      | 3    | 1    | 4     | -     |
| 薬物依存         | -    | -    | -     | -     |
| ギャンブル        | -    | -    | -     | -     |
| PTSD         | 0    | 2    | 2     | 0.5   |
| その他          | 3    | 6    | 9     | 2.2   |
| 計            | 179  | 238  | 417   | 100.0 |
| 構成比          | 42.9 | 57.1 | 100.0 |       |

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(2) 重ね着症候群

重ね着症候群とは、以下のように定義される。

- ① 初診時 18 歳以上（広義には 16 歳以上）。その時に初めて背景の発達障害が発見された者。
- ② 知的障害は認められない（IQ ≥ 85）。
- ③ 初診時の主訴は、多彩である。その臨床診断も多彩で、統合失調症、躁うつ病、うつ病、摂食障害、性倒錯、対人恐怖症、醜形恐怖、強迫、境界性パーソナリティ障害、スキゾイドパーソナリティ障害、自己愛パーソナリティ障害など殆どの精神疾患を網羅している（この点が従来成人のアスペルガーや軽度発達障害に関する研究者が少数の臨床症状に言及している点と異なる）。
- ④ これらの多彩な臨床症状の背景に、高機能型広汎性発達障害が潜伏している。
- ⑤ 高知能などのため課題達成能力が高く、就学時代は発達障害とはみなされていない。

- ⑥ 一部に児童期、思春期に不登校や神経症などの既往があるが、発達障害を疑われたことはない。

ア 慣用診断別状況

(単位：件)

| 区分          | 男  | 女  | 計  |
|-------------|----|----|----|
| 小児・思春期からの問題 | 5  | 4  | 9  |
| 神経症性障害      | 5  | 5  | 10 |
| パーソナリティ障害   | 0  | 1  | 1  |
| 統合失調症       | 3  | 3  | 6  |
| ひきこもり       | 3  | 0  | 3  |
| うつ病         | 1  | 1  | 2  |
| 摂食障害        | 0  | 1  | 1  |
| 非定型精神病      | 0  | 1  | 1  |
| 計           | 17 | 16 | 33 |

(3) 集団精神療法

青年期当事者グループ

青年期特有の問題を持つ当事者を対象に、平成8年度から集団精神療法を実施し、現在3グループで実施している。

ア 実施状況

(単位：回、人)

| 区分    | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 実施回数  | 147   | 129   | 147   |
| 参加実人員 | 46    | 23    | 24    |
| 参加延人員 | 402   | 476   | 514   |

イ グループの構造

日 時：週1回90分

場 所：当センター

対 象 者：医師の診断により、集団療法を処遇された人

(4) 心理検査

診療に係る検査を実施している。

(単位：件)

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|-------|-------|
| 件数 | 37    | 22    | 58    |

### 3 デイケア事業

精神科デイケアの対象である精神障害の多くは、思春期・青年期に好発する。そのため、この時期に取り組むべき親からの自立、仲間との体験、他者を通じて自己をみつめる経験などの重要な発達の課題をうまく通過していない人が多い。また、病気による障害を抱えながら生活するという課題も併せ持っている。

センターデイケアでは、統合失調症、パーソナリティ障害、発達障害やその他の精神疾患のある人が、このような発達の課題をやり直す機会を持ち、病気による喪失体験への取り組みにより、心的な成長をし、対人関係の改善を図ること、仲間体験を通し病気に対する受容と自覚を促し、あわせて、生活リズムを形成することなど、障害受容と社会生活への適応を促進することを主たる目的としている。

実施にあたって、職員は様々なグループ活動を援助しており、共感とケアを中心にした支持的なアプローチを主体に、病理の理解とマネジメントによってデイケアの治療構造の安定を図っている。また、センターデイケアは、地域の精神保健福祉推進のための事業として位置づけており、各保健センター、福祉関係機関等と常に情報交換するなど連携を密に行うことを基本としている。

#### (1) 概要

##### ア 対象者及び定員

対象者：精神的な病気で通院治療を受けている高校生年齢～45歳までの人

定 員：70人

##### イ 期間

6か月を「1期」とし、最長10期まで延長できる。

##### ウ 実施日時

実施日：月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（週4日）

時 間：午前9時から午後4時まで

##### エ 利用方法

(ア) 利用希望者は、主治医からの紹介により、当センターでの面接及びデイケア見学を経て、センター医師の診察後、利用申請書を提出する。

(イ) 4回の体験利用を行った後、受理会議を経て利用が決定する。

## オ 週間プログラム

| 区分  | 月曜日                                | 火曜日                                 | 木曜日                 | 金曜日                                         |
|-----|------------------------------------|-------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|
| 午前  | 朝のミーティング                           |                                     |                     |                                             |
|     | 基本グループ活動<br>(3グループ)                | 作業グループ活動<br>・紙粘土<br>・絵画<br>・染物・ちぎり絵 | 基本グループ活動<br>(3グループ) | 作業グループ活動<br>・書道<br>・パソコン・文芸<br>・パッチワーク・刺しゅう |
| 昼 食 |                                    |                                     |                     |                                             |
| 午後  | 作業グループ活動<br>・ウッドクラフト<br>・陶芸<br>・編物 | 作業グループ活動<br>スポーツ                    | 基本グループ活動<br>(3グループ) | 作業グループ活動<br>・茶道・華道<br>・レザークラフト<br>・音楽       |
|     | 終わりのミーティング                         |                                     |                     |                                             |

### グループの構成

基本グループと作業グループの2種類あり、各グループとも23～24人で構成。

#### <基本グループ>

目的：利用者自ら内容を企画・活動することにより、主体性や自発性を回復する。

グループ数：3グループ

実施日：月曜日の午前及び木曜日

#### <作業グループ>

目的：利用者の集中力・持続力・創造力などを高めると同時に、作業を通して、様々な体験を積み重ねる。

作業の持つ特性により、技術習得を中心としたグループ、プレイや自由表現を中心にしたグループ及びその中間のグループに分け、その組み合わせにより半日単位で3種類を設定している（全体で行うスポーツを除く）。

グループ数：ウッドクラフト、陶芸、編物など13グループ

\*技術指導については、外部から講師を招いている。

実施日：月曜日の午後、火曜日及び金曜日

## カ グループ活動の意義

利用者は、1つの基本グループと5つの作業グループに所属する。

グループ内で利用者は、他者と繋がることの恐れ、他者と触れ合うことによる傷つきや、距離の取り方等、対人関係に関する多くの課題に直面する。そして相互に理解したり、共感したり、身近さを感じるにより、思春期・青年期に越えなければならない重要な発達の課題を乗り越え、成長する。そのために、デイケアでは利用者の所属するグループの変更は行わず、継続的な集団精神療法的関わりにより、グループ全体としての成長及び個人のリカバリーを目指している。

## キ 職員の配置と役割

基本グループには職員1～2人を、作業グループには職員1人と技術指導を行うために外部講師（作業の専門講師）1人を配置している。また、基本グループや作業グループに参加できない利用者のため、「フリー」の職員を配置し、その対応にあたっている。

職員の役割は、基本グループでは自主的に運営している利用者を側面から援助することにある。また作業グループでは技術指導を外部講師が行うため、職員は利用者同士の交流を促進するように働きかける役割を果たしている。

このほか、グループ活動とは別に、職員1人あたり8～9人の利用者を担当しデイケア内や日常生活上の悩みなどの相談に応じている。

## （2）実施状況

### 実施日数・利用者数

| 区分       |   | 4年度     | 5年度     | 6年度    | 備考                 |
|----------|---|---------|---------|--------|--------------------|
| 実施日数     |   | 185日    | 181日    | 179日   |                    |
| 在籍人数     |   | 46人(30) | 57人(39) | 63(48) | ( )は前年度からの継続利用者で内数 |
| 利用者数     | 実 | 45人     | 52人     | 58     |                    |
|          | 延 | 2,345人  | 2,489人  | 2,718人 |                    |
| 一日平均利用者数 |   | 12.7人   | 13.8人   | 15.2人  |                    |
| 出席率      |   | 36.4%   | 33.6%   | 29.7%  |                    |
| 新規利用者数   |   | 16人     | 18人     | 15人    |                    |
| 終了者数     |   | 7人      | 9人      | 17人    |                    |
| 体験利用者数   | 実 | 16人     | 24人     | 16人    | 原則として4回の体験利用を実施    |
|          | 延 | 64人     | 91人     | 56人    |                    |

### (3) 相談

デイケアに関する相談は、面接及び電話により実施しており、デイケアについての問い合わせや体験利用中の相談、デイケアOBからの相談などの「一般相談」と、デイケア利用者や家族からの相談である「デイケア利用者の相談」とがある。

(単位：回)

| 区分  | 一般相談         |    |     | デイケア利用者の相談 |     | 計     |
|-----|--------------|----|-----|------------|-----|-------|
|     | 見 学 時<br>面 接 | 面接 | 電話  | 面接         | 電話  |       |
| 4年度 | 18           | 74 | 93  | 786        | 475 | 1,446 |
| 5年度 | 42           | 75 | 160 | 925        | 459 | 1,661 |
| 6年度 | 26           | 50 | 80  | 914        | 573 | 1,643 |

### (4) 家族のつどい (再掲)

「家族のつどい」は、デイケア利用者の家族を対象に、家族心理教育と家族同士の交流・情報交換を図ることを目的に実施している。なお、講座の一部(医師による話やDVD学習等)については、デイケア利用者以外の、当センター利用者の家族も対象としている。

#### ア 実施状況 (人数はデイケア利用者の家族のみ計上)

(単位：回, 人)

| 区分  | 開催回数 | 参加延人数 | 平均参加人数 |
|-----|------|-------|--------|
| 4年度 | 8    | 57    | 7.1    |
| 5年度 | 6    | 35    | 5.8    |
| 6年度 | 6    | 72    | 12.0   |

#### イ 実施日

毎月第3水曜日13：30～15：00

#### ウ プログラム内容

13：30～14：30 講座 (医師や職員による心理教育プログラム)

14：30～15：00 懇談会 (家族同士での自由会話)

(単位：人)

| 月  | 講座内容                   | 講師   | 参加人数 |
|----|------------------------|------|------|
| 5  | デイケアの効果と家族の見守り         | 医師   | 11   |
| 7  | 家族 SST                 | 外部講師 | 15   |
| 9  | 社会資源を学ぼう（デイケアの卒業後について） | 職員   | 11   |
| 11 | デイケア体験（レザークラフト）        | 職員   | 10   |
| 1  | 心の健康のために               | 職員   | 13   |
| 2  | DVD 学習会（発達障害について）      | 職員   | 12   |

#### （５）精神科デイケア施設従事者研修会（再掲）

「精神科デイケア施設従事者研修会」は、広島市内の精神科デイケア施設の職員を対象に、相互の連携、資質の向上を目的として、平成 10 年度から当センター主催で実施している。令和 6 年度は 14 施設を対象に案内を送付し、8 施設 11 名を対象に、「グループ療法的にデイケアを考える」をテーマに講義と情報交換を行った。

また、この研修会を基盤に平成 14 年に当センターと広島精神療法的精神医学研究会の共催で発足した『広島グループ療法的デイケア研究会』は、デイケア治療にグループ療法的視点を導入することで、より質の高いものを求めているとの趣旨で、平成 17 年度からは対象を中四国、平成 27 年度からは更に他地域へも広げ、「グループ療法的デイケア研究会」と改称されている。新型コロナウイルスの影響等により令和 2 年度以降は休止中である。

#### 《精神科デイケア施設従事者研修会》

対象者：デイケア施設従事者

(単位：人)

| 開催日     | テーマ・内容           | 講師                        | 参加者数 |
|---------|------------------|---------------------------|------|
| 7月3日（水） | グループ療法的にデイケアを考える | 広島市精神保健福祉センター<br>所長 朝枝 清子 | 11   |

## 4 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された精神医療審査会の事務を当センターにおいて行っている。

### (1) 合議体開催回数

(単位：回)

| 区分   | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 開催回数 | 24   | 24   | 24   | 24   | 24   |

### (2) 退院請求審査結果

(単位：件)

| 区分       |               | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|----------|---------------|------|------|------|------|------|
| 審査件数     |               | 38   | 43   | 28   | 38   | 37   |
| 審査<br>結果 | 現在の入院形態が適当    | 36   | 41   | 25   | 32   | 37   |
|          | 他の入院形態への移行が適当 | 2    | 3    | 3    | 5    | 0    |
|          | 入院継続は適当でない    | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    |

### (3) 処遇改善請求

(単位：件)

| 区分       |           | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|----------|-----------|------|------|------|------|------|
| 審査件数     |           | 1    | 1    | 1    | 7    | 8    |
| 審査<br>結果 | 処遇は適当と認める | 1    | 1    | 1    | 7    | 8    |
|          | 処遇は適当でない  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

## (4) 定期報告等審査結果

(単位：件)

| 区分                        |               | 2年度   | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   |
|---------------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入院医療<br>保護入院者の<br>届       | 審査件数          | 2,185 | 2,192 | 2,114 | 2,247 | 2,382 |
|                           | 審査結果          |       |       |       |       |       |
|                           | 現在の入院形態が適当    | 2,185 | 2,192 | 2,114 | 2,247 | 2,382 |
|                           | 他の入院形態への移行が適当 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                           | 入院継続は適当でない    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                           | 次年度へ審査を継続したもの | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 定期医療<br>保護入院者の<br>届       | 審査件数          | 887   | 887   | 1,008 | 966   | 195   |
|                           | 審査結果          |       |       |       |       |       |
|                           | 現在の入院形態が適当    | 887   | 887   | 1,008 | 966   | 195   |
|                           | 他の入院形態への移行が適当 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                           | 入院継続は適当でない    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                           | 次年度へ審査を継続したもの | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 期間医療<br>保護入院者の<br>更新届     | 審査件数          |       |       |       |       | 846   |
|                           | 審査結果          |       |       |       |       |       |
|                           | 現在の入院形態が適当    |       |       |       |       | 846   |
|                           | 他の入院形態への移行が適当 |       |       |       |       | 0     |
|                           | 入院継続は適当でない    |       |       |       |       | 0     |
|                           | 次年度へ審査を継続したもの |       |       |       |       | 0     |
| 決措<br>定期医療<br>保護入院者の<br>届 | 審査件数          |       |       |       |       | 55    |
|                           | 審査結果          |       |       |       |       |       |
|                           | 現在の入院形態が適当    |       |       |       |       | 55    |
|                           | 他の入院形態への移行が適当 |       |       |       |       | 0     |
|                           | 入院継続は適当でない    |       |       |       |       | 0     |
|                           | 次年度へ審査を継続したもの |       |       |       |       | 0     |
| 定期医療<br>保護入院者の<br>届       | 審査件数          | 25    | 17    | 21    | 14    | 16    |
|                           | 審査結果          |       |       |       |       |       |
|                           | 現在の入院形態が適当    | 24    | 17    | 20    | 14    | 16    |
|                           | 他の入院形態への移行が適当 | 1     | 0     | 1     | 0     | 0     |
|                           | 入院継続は適当でない    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                           | 次年度へ審査を継続したもの | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 審査件数合計                    |               | 3,097 | 3,096 | 3,143 | 3,227 | 3,494 |

## 5 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担

### (1) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたって日常生活や社会生活に制限を受けていると認められた方に、社会復帰と社会参加の促進を目的として、精神障害者保健福祉手帳を交付している。

当センターにおいて、この申請に係る判定と精神障害者保健福祉手帳の作成を行っている。

#### ア 令和6年度申請件数

(単位：件)

| 区分 | 診断書           | 年金証書     | 計             |
|----|---------------|----------|---------------|
| 件数 | 10,311(8,346) | 631(579) | 10,942(8,925) |

( ) は更新者数で内数である。

#### イ 令和6年度内交付者数及び年度末交付者数

(単位：人)

| 区分              |      | 1級       | 2級           | 3級           | 計             |
|-----------------|------|----------|--------------|--------------|---------------|
| 年度内<br>交付者<br>数 | 診断書  | 638(544) | 6,625(5,606) | 3,300(2,416) | 10,563(8,566) |
|                 | 年金証書 | 90(87)   | 550(512)     | 44(31)       | 684(630)      |
|                 | 計    | 728(631) | 7,175(6,118) | 3,344(2,447) | 11,247(9,196) |
| 6年度末交付者数        |      | 1,296    | 13,882       | 6,143        | 21,321        |

( ) は更新者数で内数である。

#### ウ 令和6年度末区別交付者数

(単位：人)

| 区分           | 中区    | 東区    | 南区    | 西区    | 安佐南区  | 安佐北区  | 安芸区   | 佐伯区   | 計      |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 6年度末<br>交付者数 | 2,670 | 2,148 | 2,606 | 3,866 | 3,825 | 2,537 | 1,428 | 2,241 | 21,321 |

### (2) 自立支援医療費（精神通院）及び通院医療費補助

継続した通院によって精神障害の医療を受ける場合に、医療保険適用後の自己負担額を公費で負担する制度である（自己負担額は医療費の1割で、所得の低い方や継続的に相当額の負担が生じる方には、月額負担額に上限額を設定）。

また、広島市内に住所を有し、自立支援医療費制度が適用される方は、自己負担額を広島市が補助している。当センターにおいて、この申請に対する認定を行っている。

#### ア 令和6年度末区別承認者数

(単位：人)

| 区分                | 中区    | 東区    | 南区    | 西区    | 安佐南区  | 安佐北区  | 安芸区   | 佐伯区   | 計      |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 自立支援医療費<br>(精神通院) | 4,746 | 3,714 | 4,618 | 6,275 | 6,749 | 4,302 | 2,572 | 4,070 | 37,046 |
| 広島市補助             | 3,386 | 3,014 | 3,597 | 4,755 | 5,788 | 3,607 | 2,158 | 3,405 | 29,710 |

## 第 3 資 料



# 広島市精神保健福祉センター条例

昭和58年3月15日  
条 例 第 16 号

改正 昭和60年 3月19日条例第62号  
平成元年 3月30日条例第18号  
(この条例で題名改正)  
平成 5年 3月31日条例第13号  
平成 8年 3月28日条例第25号  
(この条例で題名改正)  
平成18年 3月29日条例第47号  
平成26年 2月28日条例第 1号  
令和 6年 3月28日条例第25号

昭和63年 3月25日条例第15号  
平成 3年 3月20日条例第10号  
平成 6年 3月31日条例第19号  
平成 9年 3月27日条例第23号  
平成20年 3月28日条例第17号  
平成31年 3月15日条例第 8号

## (目的及び設置)

第1条 市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、広島市精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)を設置する。

(平8条例25・全改)

## (位置)

第2条 精神保健福祉センターは、広島市中区富士見町11番27号に置く。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

## (事業)

第3条 精神保健福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち複雑又は困難なものの実施
- (3) 回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする援助(以下「自立援助」という。)
- (4) 前2号に掲げる事業に係る診療及び検査
- (5) その他市長が必要と認める事業

(平元条例18・平5条例13・平8条例25・令6条例25・一部改正)

## (自立援助の対象者)

第4条 精神保健福祉センターにおいて、自立援助を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 担当医師又は市長が定める医師が適当と認める者であること。
- (2) 社会復帰について、意欲を有し、家族の協力が得られる者であること。

(平元条例18・平8条例25・令6条例25・一部改正)

## (許可)

第5条 精神保健福祉センターにおいて、自立援助を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平元条例18・平8条例25・令6条例25・一部改正)

## (許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条の許可を取り消し、又は精神保健福祉センターの利用を拒むことができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理運営上支障があると認められる者

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(使用料及び手数料)

第7条 精神保健福祉センターの使用料及び手数料は、診療及び検査並びに診断書又は証明書の作成を行つた場合に徴収する。

2 使用料及び手数料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の費用の算定の例により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 普通診断書料 1通につき 1,350円
- (2) 特別診断書料 1通につき 4,070円を超えない範囲内で市長が定める額
- (3) 証明書料 1通につき 370円

3 使用料及び手数料は、その都度徴収する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を事後において徴収することができる。

(平5条例13・全改、平6条例19・平8条例25・平9条例23・平18条例47・平20条例17・平26条例1・平31条例8・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

(平5条例13・一部改正)

(委任規定)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(平3条例10・旧附則・一部改正)

2 平成3年4月1日から平成5年3月31日までの間、第2条中「広島市中区富士見町11番27号」とあるのは、「広島市中区国泰寺町一丁目4番15号」とする。

(平3条例10・追加)

附 則 (昭和60年3月19日条例第62号)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行つた家畜人工授精に係る家畜人工授精料及び施行日前に第1回の家畜人工授精を受けた家畜について施行日以後に行う第2回以降の家畜人工授精に係る家畜人工授精料
- (2) 施行日前の社会保険広島市民病院及び広島市立安佐市民病院(以下「市民病院」という。)の新生児室の使用に係る使用料及び施行日前の分べんに係る分べん料
- (3) 施行日前に請求のあつた広島市児童療育指導センター、保健所(保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例(昭和28年広島市条例第57号)第1条の表に規定する保健所をいう。)、広島市立舟入病院、広島市精神衛生指導センター及び市民病院の診断書の交付に係る診断書料

附 則 (昭和63年3月25日条例第15号 抄)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。  
(1)から(5)まで 略

- (6) 施行日前に請求のあつた広島市児童療育指導センター、保健所、広島市立舟入病院、広島市精神衛生指導センター、社会保険広島市民病院及び広島市立安佐市民病院における診断書又は証明書の交付に係る手数料

附 則 (平成元年3月30日条例第18号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に請求のあつた診断書又は証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月20日条例第10号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日条例第13号)

- 1 この条例中第1条の規定は平成5年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成5年規則第92号で平成5年7月1日から施行)

- 2 第1条の規定の施行の日前に請求のあつた診断書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月31日条例第19号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第25号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日条例第23号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に請求のあった広島市児童療育指導センター、広島市立舟入病院及び広島市精神保健福祉センターにおける診断書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月29日条例第47号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第17号 抄）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第1号 抄）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

- (5) 施行日前に請求のあった広島市工業技術センター、広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター、広島市衛生研究所及び広島市医師会運営・安芸市民病院における証明書又は診断書の作成に係る手数料

附 則（平成31年3月15日条例第8号 抄）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

- (5) 施行日前に請求のあった広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター及び広島市医師会運営・安芸市民病院における診断書の作成に係る手数料

附 則（令和6年3月28日条例第25号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# 広島市精神保健福祉センター管理規則

昭和58年3月30日  
規則第34号

改正 平成元年 3月31日規則第60号 平成 3年11月22日規則第96号  
(この条例で題名改正)  
平成 5年 3月31日規則第60号 平成 5年 6月30日規則第93号  
平成 8年 3月29日規則第33号 平成 9年 3月31日規則第65号  
(この条例で題名改正)  
平成26年 2月28日規則第 2号 平成31年 3月15日規則第19号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、広島市精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平元規則60・平8規則33・一部改正)

(休所日及び開所時間)

第2条 精神保健福祉センターの休所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休所日又は開所時間を変更することがある。

(1) 休所日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで

(2) 開所時間

午前8時30分から午後5時まで

(平元規則60・平3規則96・平5規則60・平8規則33・一部改正)

(許可の手続)

第3条 広島市精神保健福祉センター条例(昭和58年広島市条例第16号。以下「条例」という。)第5条の規定による許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

(平元規則60・平5規則63・平8規則33・一部改正)

(特別診断書料)

第4条 条例第7条第2項第2号に掲げる特別診断書料の額は、次の表に掲げる特別診断書の種類に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

| 区 分                                                             | 単 位    | 金 額        |
|-----------------------------------------------------------------|--------|------------|
| 死亡診断書<br>休業用診断書<br>入学用診断書<br>会社、官公庁等の所定様式による診断書<br>その他これらに準ずるもの | 1 通につき | 円<br>1,980 |
| 自動車損害賠償責任保険に係る診断書<br>厚生年金、国民年金等に係る所定様式による診断書<br>その他これらに準ずるもの    | 1 通につき | 4,070      |

(平5規則93・追加、平9規則65・平26規則2・平31規則19・一部改正)

(使用料及び手数料の事後徴収)

**第5条** 条例第7条第4項の規定により使用料及び手数料を事後において徴収することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 応急の診療等を要し、当該診療等の際徴収する暇がないと認められるとき。
  - (2) その他市長において事後に徴収することをやむを得ないと認めるとき。
- 2 使用料又は手数料を事後において納付しようとする者は、前項第1号に該当する場合を除き、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(平5規則93・追加)

(使用料及び手数料の減免)

**第6条** 条例第8条の規定により使用料及び手数料を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 生活困窮のため、使用料及び手数料の全部又は一部を納付することができないと認められるとき。
  - (2) その他市長において減免を適当と認めるとき。
- 2 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(平5規則93・追加)

(委任規定)

**第7条** この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理及び運営に関し必要な事項は、精神保健福祉センターの所長が定める。

(平5規則93・平8規則33・追加)

**附 則**

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則** (平成元年3月31日規則第60号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則** (平成3年11月22日規則第96号)

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

**附 則** (平成5年3月31日規則第60号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則** (平成5年6月30日規則第93号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

**附 則** (平成8年3月29日規則第33号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則** (平成9年3月31日第65号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に請求のあった特別診断書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年2月28日規則第2号 抄)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。
  - (1) 略
  - (2) 施行日前に請求のあった広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター及び広島市衛生研究所における特別診断書又は証明書の作成に係る手数料

附 則（平成31年3月15日規則第19号 抄）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。
  - (1) 略
  - (2) 施行日前に請求のあった保健センター、広島市医師会運営・安芸市民病院及び広島市精神保健福祉センターにおける特別診断書の作成に係る手数料

|       |                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 登録番号  | 広 H6-2025-550                                                            |
| 名 称   | 精神保健福祉センター所報<br>令和 6 年度                                                  |
| 主 管 課 | 広島市精神保健福祉センター                                                            |
| 所 在 地 | 〒730-0043<br>広島市中区富士見町 11 番 27 号<br>TEL 082-245-7746<br>FAX 082-245-9674 |
| 発行年月  | 令和 7 年 12 月                                                              |